

貧困家庭の子ども等に係る実態把握のための
関係団体及び施設等へのヒアリング調査結果報告書

平成29年2月

京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

I 調査概要

1 実施方法・概要

貧困をはじめ困難な状況を抱えている子どもや青少年（以下「子ども等」という。）の家庭の様子等をより詳細に把握するため、関係団体や施設等に対し、ヒアリングを実施した。

(1) 関係団体等ヒアリング

ア 調査内容

関係団体等が把握している保護者・子ども等の状況や、実施している支援の概要、必要な支援施策等について、聴き取りを行った。

イ 対象

子育て支援、教育関連の各関係団体、子ども等への支援に関わるNPO法人など、52団体に対し、代表者（状況に応じて事務担当者も同席）等からの聴取りや、団体等の役員会の場等での聴取りを行った。

ウ 調査期間

平成28年8月～11月

(2) 施設等ヒアリング

ア 調査内容

関係団体等ヒアリングと同様の内容について、訪問による聴取り又は記述式の調査票の送付・回収を行った。

イ 対象

保育園（所）・認定こども園、幼稚園、学校、児童館、児童養護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、保健センター

<訪問施設数> 63施設

<調査票回答数> 702施設／831施設

ウ 調査期間

平成28年8月～11月

2 集計・分析方法等

(1) 概要

貧困をはじめとした困難な状況にある子ども等の状況について、「保護者が抱える課題」、「子ども等が抱える課題」、「保護者、子ども等に対して行っている支援」、「支援に当たった課題」、「今後必要な支援、施策等」の項目に大きく分類し、主な意見を取りまとめた。

なお、ヒアリング等に当たっては、保護者や子ども等が抱える課題として考えられるものを大きく4～5項目に分類して提示し、当てはまるものがあれば、選択（複数項目選択可）してもらったうえで、具体的な事例について聴取等を行う形とした。

（ヒアリング等において、選択項目に当てはまるものがない場合には、項目の選択は行わず、具体的な事例のみの聴取等を行っている。）

(2) 留意点

- ・ ヒアリングでの発言や調査票の回答をそのまま掲載するのではなく、回答の趣旨を踏まえたうえで、適宜要約している。また、回答内容については、回答をいただいた方等の経験等に基づく所感や意見等であり、統計的に裏づけられたものではない。
- ・ 貧困家庭だけではなく、課題を抱えている家庭について、経済的な課題や生活面・学習面等での課題等、多岐にわたる幅広い回答内容となっている。
- ・ 複数の設問に対し、同趣旨の回答が行われている場合がある。
- ・ 同じ設問において、複数の施設が同趣旨の回答をしている場合、その施設数を記載している。

<参考1> 関係団体等ヒアリング対象一覧

種別	団体名
保健福祉 関係団体 等	公益社団法人京都市保育園連盟
	京都市日本保育協会
	京都市保育士会
	京都市営保育所長会
	公益社団法人京都市児童館学童連盟
	京都児童養護施設長会
	京都母子生活支援施設協議会
	京都市里親会
	一般社団法人京都市母子寡婦福祉連合会
	社会福祉法人京都市社会福祉協議会
	京都市民生委員・児童委員及び主任児童委員
	一般社団法人京都府医師会
	一般社団法人京都府歯科医師会
	京都市子ども・子育て会議
	「子ども食堂」を運営しているNPO団体等 7団体
	中学3年生学習支援プログラム事業のコーディネーター
	教育関係 団体等
京都市立幼稚園長会	
京都市小学校長会	
京都市立中学校長会	
京都市立高等学校長会	
京都市立総合支援学校長会	
京都府私立中学高等学校連合会	
京都市学校医会	
京都市立幼稚園PTA連絡協議会	
京都市小学校PTA連絡協議会	
京都市立中学校PTA連絡協議会	
京都市立高等学校PTA連絡協議会	
京都市立総合支援学校PTA連絡協議会	
京都「おやじの会」連絡会	
日本ボーイスカウト京都連盟	
一般社団法人ガールスカウト京都府連盟	
京都市スポーツ少年団	
青少年関 係団体等	公益財団法人京都市ユースサービス協会
	親子支援ネットワーク♪あんだんて♪
	エイドネット café
	NPO 法人京都 ARU
	NPO 法人京都オレンジの会
	NPO 法人京都教育サポートセンター
	社会福祉法人京都老人福祉協会ワークパートナーYUI
	NPO 法人恒河沙母親の会
	一般財団法人まちの縁側クニハウス&まちの学び舎ハルハウス
	勇気の出るライブ実行委員会
	NPO 法人若者と家族のライフプランを考える会
	京都市青少年活動推進協議会
	青少年モニター等によるワークショップ

<参考2> 施設等ヒアリング対象一覧

保育園（所）・認定こども園
幼稚園
小学校
中学校
高等学校
総合支援学校
児童館
児童養護施設
母子生活支援施設
福祉事務所
保健センター

II 調査結果概要

1 関係団体等ヒアリング

(1) 保健福祉関係団体等

<保護者が抱える課題>

- ・ 経済的貧困だけが要因ではなく、保護者自身が困難な環境で育ったことなどから、子育てや発達の知識、社会経験等がない中、子どもと接してしまう結果、うまく子どもと関わることができない。
- ・ 保護者の病気、高齢、障害、離婚等により、子どもの養育力が弱まる事例が見られる。
- ・ 保護者が障害等により、意思疎通が十分に行えないことなどから、保護者同士の交流や行事に参加できない、地域や社会等の理解や協力体制が不足している等の事情により、孤立の状況に置かれている場合が見受けられる。
- ・ 障害のほか、これまでの生活体験から、子どもにお金を使わないなど、金銭管理や時間の管理等ができておらず、就労も不安定な状況にある。
- ・ 遅くまで子どもを遊ばせる、子どもを風呂に入れない、子どもに出来合いの物や、菓子類等しか与えないなど食事を適切に与えないほか、親が子どもに対するしつけなどを行えていない事例が見受けられる。
- ・ 働こうとしても正社員として雇用されないなどにより、安定した収入を得ることができず、毎日の生活に余裕がなく、先の事まで見通しが立てられないために、将来に展望が持てない。
- ・ 経済的に余裕がある無しにかかわらず、保護者が依存症を抱えていたり、子どもよりも自分達のことを最優先にしてしまうなど、親の問題が子どもに悪影響を及ぼしている場合がある。
- ・ 親の帰宅が遅いなど生活環境が不規則な家庭もあるが、全て子どもに悪影響を与えているとは言えない。
- ・ これまで手料理を作る経験がなかったひとり親家庭の親子が、料理を作る体験をすることで喜ぶ姿が印象的であった。
- ・ 保護者が病気等により体調不良で、子どもが家のこと、家計のこと、身の回りのことを一人で抱えている事例がみられた。
- ・ 経済的な問題があることから、塾等に通わすことができない、食事はすべて祖父母に頼っているなどの課題がある。
また、ひとり親家庭などでは、時間がないことなどから子育て等に時間を割くことができないほか、文化的な体験等が乏しいように感じられる事例が見受けられる。
- ・ 親から金銭援助も子育て支援も得られなかった保護者の子どもが生活困窮に陥るなど、貧困の連鎖がみられる。

<子ども等が抱える課題>

- ・ ゲームなどをすることで深夜まで起きている、服装が乱れている、入浴していないなど、基本的な生活習慣が身につけていない、食事では、加工食品や菓子類等しか食べていないなどの事例が見受けられる。
- ・ 保護者からの関わりが少なく、ほとんどの子どもが経験をしているような社会体験を経ているといった子どもの事例が見受けられる。
- ・ 支援者が子どものことを心配しても、人の気持ちを信用できない子どもがいる。
- ・ 学校の授業の内容が十分理解できず、家庭でも保護者との関わりが乏しいケースにおいては、どのように学習を進めていけば分からないことから、学習習慣が身につけにくい。
- ・ 勉強に対する成功体験が少ないことから、将来に向けての向上心が低く、進学時の志望理由についても、友人が行く、先生に勧められた、行くところが他にないなど、自主的な理由が見受け

られない事例がある。今の学力で入れるところを受け、学校に対しての執着がないため、進学後、在学や進級のモチベーションが低く、不登校や中退リスクが高い。

- ・ 相談する友人等がおらず、夜間に一人で行動する事例がある一方で、同じような境遇の子とつながりを持ちはじめ、その集団で非行へと進行していく事例もある。
- ・ 落ち着いて学習することができない児童に対し、支援者が指導することで、学習の意欲が向上する事例がみられた。
- ・ 保護者が病気で、生活環境が十分に整えられていない場合でも、子どもたちが助け合って生活している事例がみられた。
- ・ 暴力的な態度をとってしまうが、自分はこの表現しか親から示してもらっていないという子どもの事例があった。
- ・ 自信がなく、顔色を見て小声で話しかけるなど、自己肯定感が低い子どもが多い印象がある。
- ・ 保護者自身、学校に行かなくても何とかかなると思っていることから、子どもに対して学校に行くよう働きかけず、保護者の価値観が子どもに刷り込まれてしまっている事例があった。

＜保護者・子ども等に対して行っている支援＞

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 保護者に対して常に声を掛け、保護者の思いを受け止めることで信頼関係を築き、セーフティネットとなるようにしており、そのうえで、児童への関わりや日常生活の課題について支援している。
- ・ 保護者が、一人で子育てをしているのではないという安心感を持ってもらうことを大事にしており、保護者の精神的な負担を減らすよう、寄り添った支援に取り組んでいる。
- ・ 面談等を通じて家庭の状況を把握し、子どものことに関して相談が寄せられた際には、丁寧に話を聞きながら、情報提供や必要な支援事業の紹介を行っている。
- ・ 関係機関や専門機関等と連携し、ケース会議も行いながら支援に取り組んでいる。
- ・ 専門の相談員が相談に応じ、適切な支援機関等につないでいる。
- ・ 生活全般の安定を見据えたアドバイスを行うなど、生活面や子どもの学習面で適切な指導を行っている。

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 日常的に声を掛け、相談に乗りながら、日常の些細な話、我慢していること、将来の夢など、様々な話を聴くことで、状況を把握し、必要な支援につなげている。
- ・ 本人の関心の方向性を見極めながら、興味があることや得意なことを生かして、自己肯定感を持ってもらえるよう、アドバイスしている。
- ・ 集団生活を行う中で、基本的な生活習慣や社会性、自主性等を学んでもらえるよう、個々の児童の様子を見ながら適切な指導を行っている。
- ・ 関係機関や専門機関等と連携し、ケース会議も行いながら支援に取り組んでいる。
- ・ 学習会等において、家庭で学習に気持ちが向くように、少し宿題を出したり、勉強したことをメモしてもらおう等の試みを行っている。また、分からないことやできないことを受け入れる場所となるよう心掛けるとともに、卒業後も「何かあれば相談できる場所」として認識してもらえよう取り組んでいる。
- ・ 正月に餅を食べるなど、季節毎のイベント等で色々な体験ができるよう工夫している。
- ・ レクリエーションや親子の交流会などの開催を通じて、孤立を防ぐ努力を怠らないように心掛けている。虐待やネグレクトという問題は、誰もが当事者になる可能性があるため、親子の関係性について、客観的に意識化できるように注意しつつ、アドバイスを行っている。

<支援に当たっての課題>

- ・ 課題を抱えていても、価値観や認識ができあがっている保護者を変えることは極めて困難である。支援を拒否される家庭もある中で、一つの機関が対応するには限界があり、多くの関係機関の連携のもとで地道な働き掛けが必要である。
- ・ 支援する側の「本人のため」と思う気持ちと、支援される側の「放っておいてくれ」という気持ちがすれ違いを生んでいる。そのため、支援が効果的に生かされない場合が多い。
- ・ 個人情報の取扱いが厳しく、関係機関等との情報共有が十分行えないことが多い。また、つなぎ先が分からないことや、時間外で連絡が繋がらず、迅速な対応ができないことがある。
- ・ 個人情報を守られすぎているゆえに、気軽な見守りが地域（学区内）でできないのが現状である。
- ・ 団体等が支援事業を開始しても、準備や周知が不足していて、参加者があまり集まらないケースがあると聞いている。特に、居場所づくりに関する支援は、継続して実施していくことが重要であり、対象は子どもなのか、どういった支援がしたいのか、周知方法など、事前の準備をあらかじめしっかりと考えておく必要がある。
- ・ 「子ども食堂」における食材の調達などは、寄付等で賄えることが多く、むしろ実施のノウハウが必要。ただし、開始時の改修や食器などで費用が必要となることもある。
- ・ 専門機関等が関わっている世帯以外に対しては、支援の取っかかりが持てず、対応が難しい。
- ・ 関係機関の自主的な連携に依存しており、それらをコーディネートできる機関がない。
- ・ 支援対象との個人的な信頼関係で成り立っているケースも多く、人事異動があった場合に、継続的な支援が難しい。
- ・ 地域からの孤立が、子育てによくない影響を与えていることも考えられる。
- ・ 経済的なものばかりではなく、生活習慣や学習環境など、色々な要素が子どもの育成に関係する。
- ・ 継続的な支援をしていくためには、支援する側が資金的に安定している必要がある。
- ・ 支援する側の人員や専門的な知識が不足している。
- ・ 相対的貧困と絶対的貧困の違いについて、理解されていない。

<今後必要な支援、施策等>

- ・ 保護者との地道な関係づくりが重要であり、職員同士で情報共有しながら、柔軟に対応していくことが必要である。
- ・ 支援が必要と思われる人の「支援を受けて、今の状況を改善したい」という意欲を引き出すためのアプローチが必要である。
- ・ 行政機関や学校、民間団体、地域社会等とのネットワークを強化・連携し、支援する側で共通認識を持ちながら、状況把握に努め、支援を進めていくことが必要である。
- ・ ケース会議が実効性のあるものとなるよう、関係機関同士のつなぎ等を調整するためのコーディネーターや個人情報の取扱いの整理が必要ではないか。
- ・ 事例集や相談先の情報共有など、関係機関で共通認識を持てるようにしていく必要がある。
- ・ 障害や疾患があるケースなどの長期の支援が必要なケースや、転居により支援機関が変わるケースなどで、支援が途切れないよう、各機関で連携して取り組んでいくことが必要である。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を充実していく必要がある。
- ・ 困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばないなど、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い家庭等に対するアウトリーチによる潜在的なニーズの掘り起こしが必要である。
- ・ 保護者の困りを把握し、必要な支援事業について、的確かつ迅速に情報提供していくための取

- 組（分かりやすい情報発信，施設職員の制度の理解，ワンストップの窓口対応等）が必要である。
- ・ 早い段階から学習習慣をつけ，小学校，中学校と継続していくことが重要であるため，乳幼児期から教育を充実していくことが必要である。
 - ・ 給付型奨学金制度の充実など，環境に左右されず良質な教育を受ける環境づくりが必要である。
 - ・ 学校以外の団体等が行う，週1回程度の学習会のみでの学習支援で学力を向上させていくことが難しいため，学校をプラットホームとして学力向上の取組等を充実させ，必要に応じて他施策にもつないでいくことが必要ではないか。
 - ・ 子どもが，学校や家庭以外で安心して過ごせる居場所づくりを充実していく必要がある。
 - ・ 子ども同士が勉強の難しさや，進学・将来に対する不安，親との関係などの悩みを気兼ねなく共感し合える居場所があるとよい。
 - ・ 「子ども食堂」などの居場所づくり支援を長期的に取り組むためには，地域との協力関係を築き，連携して進めていくことが必要である。参加者のためにも小規模で不定期でもよいので，継続して実施していくことが重要である。
 - ・ 「子ども食堂」がもっと浸透し，子どもや保護者が気軽に参加できる居場所となるようにしたい。
 - ・ 子ども等の居場所づくり支援の事業をさらに進めていくため，立ち上げのための経費の支援や，支援する側が一元的に相談できる場所が必要である。
 - ・ 子ども食堂の取組が広がっているが，先行事例の中でプライバシーの問題などの課題も見えてきていると思うので，そうした取組からノウハウを伝えたり，援助をすることができればいいのではないか。
 - ・ 子育てや教育にかかる経済的負担を軽減する支援施策を充実していく必要がある。
 - ・ 障害のある子ども等に対する支援の充実が必要である。
 - ・ 生活保護を受給していないが困難を抱えている家庭に対する支援も手厚く行っていくことが必要である。
 - ・ 休日や夜間等の支援を充実していく必要がある。
 - ・ 空き家を活用した学習会や子ども食堂，交流のためのコミュニティールーム，シェアハウス等の取組を充実してはどうか。
 - ・ 精神疾患を持ちながら就労しているケースもあったが，仕事以外に余力がなく，生活の質の低下が見られた。就労できれば良しとして，支援を終了するのではなく，継続的かつ総合的な支援が受けられる体制が必要と思われる。
 - ・ 子どもと直接接する機会が多い支援者に対する研修を充実し，各種制度の理解を深めていくことが必要である。
 - ・ 支援する側の団体に対する経済面等のサポートを充実し，支援体制を充実する必要がある。
 - ・ 支援協力の申出に対するコーディネートを充実していく必要がある。
 - ・ 支援を必要とする子どもに対し，情報が届いていない。確実に情報提供し，支援が届くようにしていく必要がある。とりわけ，ひとり親家庭には余裕がなく，行政等による支援策の情報提供が必要である。
 - ・ 貧困家庭が抱える真の困難は「関係性の貧しさ」（支援施策との隔たり，社会からの孤立など）である。保護者の社会からの隔たりやその姿勢が子どもに悪い影響を与えないよう，支援策が講じられることが必要である。
 - ・ 「貧困であるから自己肯定感が低い」というように単純に結びつけるのではなく，一人ひとりの子どもの課題を見つけていくことが大事である。
 - ・ 貧困の連鎖の問題は，個別の事情もあるが，社会が持つ根本的な問題として捉えることが必要である。
 - ・ 貧困の定義は単に子どもが経済的に貧しいということではなく，「低所得・貧乏な家庭環境によ

り何がしんどいか、何に困るか、何を諦めなければならないのか」を総合的に考えて支援していく必要がある。

- 貧困であるからというより、一人ひとりの子どもにしっかり向き合い、その子どもの抱えている課題を見失わないようにすることが大切であると考えている。

(2) 教育関係団体等

<保護者が抱える課題>

- ・ 子どもと十分な関わりが持てているかは、家庭の経済状況だけでなく、理由は様々で、課題を持つ家庭の要因が貧困であるかどうかは一概に言えない。
- ・ 保護者が精神的、身体的に不安を抱えており、子どもと十分関わるできない状況にある。
- ・ 夫婦間での相互協力が乏しかったり、夫婦の関係が悪く離婚協議中である、親の介護がある等の事情で、子どもにまで手が回らないなど、子どもが不安になりやすい家庭環境を抱えている。
- ・ ひとり親家庭や生活保護受給世帯、保護者が職に就いていない等のケースにおいて課題を抱えていることが多い。
- ・ 保護者自身が困難な環境で育ち、自分の経験を基に子どもと接してしまう結果、うまく子どもと関わるできない事例が見受けられる。
- ・ 保護者が多忙で、生活や精神面に余裕がなく、子どもに目を配る余裕がないことから、子どもと十分に関わるできていない。共働き世帯の増加など、子どもを取り巻く環境が多様化しており、保護者が子どもと関わる時間が減っているのではないか。
- ・ 収入を、生活や教育費以外の目的（自身の遊興費、子どもへの高価なゲームやスマートフォン等）に使用するなど、子どもの養育に関することへの優先順位が低い事例がある。
- ・ 生活面でも学習面でも子どもに十分関わっておらず、進学や部活動など、子どもにとって重要な事項に対する意識が低いなど、保護者の責任や守備範囲が狭くなっているように感じる。
- ・ 保護者の生活力、経験、知識が不足しており、子育てに影響が出ている。
- ・ 保護者に夕食を作る余裕がなくて、野菜を取れていない等の栄養バランスの偏りがある、長期休業後に子どもの体重が減っている等、食生活に課題を抱えている事例がある。
- ・ 周囲とのコミュニケーションが希薄で、孤立の状況にあり、困りがあっても相談する相手がない。また、そういったケースの場合、学校等からの配布物も確認していないことが多い。
- ・ 子どもが夏にもかかわらず冬用のトレーナーを着て登校していることがある。
- ・ 虐待やネグレクト、DVの状況にあり、そういった家庭環境の場合、保護者が安定して就労できないことも多く、貧困になりやすい。
- ・ 家の中が片付いておらず、ごみがあふれているケースもある。
- ・ 保護者が夜に家にいない（夜間勤務、帰宅時間が遅い等）ため、基本的な生活のリズムが乱れており、学習環境に影響が出ている。
- ・ 自立心が強く、生活保護等の支援を受けずに子育てをしている場合に、保護者の教育への熱意はありながら、子どもの教育を充実させられないケースがある。
- ・ 家庭事情（きょうだいの世話、家族の介護等）によって子どもが登校できないケースがある。

<子ども等が抱える課題>

- ・ 不規則な生活習慣が原因で遅刻や欠席が多いなど、日常生活に支障が出ていることがある。そういったケースにおいては、保護者も含め、家庭全体の生活リズムが乱れていることが多い。
- ・ 家がちらかっているなど、家庭での学習環境が十分に整っておらず、結果的に、子どもの学習習慣がつかないことから、学力低下につながっている場合がある。
- ・ 家庭において、基本的な生活に関する訓練（食事、歯みがき、衛生面等）を受けておらず、日常生活のスキルが身につけていない場合がある。
- ・ 朝食を食べていない、インスタント食品ばかり食べているなど、食事に課題を抱えており、食生活に関心がなく、食事の栄養バランスが悪いことから心身の健康バランスがとれないケースや、強い偏食、摂食障害のような状況にあるケースもある。
- ・ 何日も洗濯されていない服を着ていることがある。

- ・ 経済状況が困難で家庭が安定せず、学習用品がそろえられない、部活動が出来ない、学業に専念できないため、負のスパイラルから自力で抜け出すことができない状況がある。
- ・ 現在は昔と違って小・中学生のアルバイトが禁止されており、新聞配達などで子ども自身が貧困の状況から自立するチャンスがなく、保護者の収入によって生活が大きく左右されている。
- ・ 保護者の様々な状況（夜の仕事、経済的困窮、病気、子育てに対する意識の欠如等）により、話を聞いてもらったり絵本を読んでもらったりの習慣がない等、保護者との関わりが少ないケースがある。そのため、自分が大切にされている感覚を持たず、情緒不安定で人とのコミュニケーションに課題があるケースや、自己肯定感が低い子どもがいる。
- ・ 家庭状況が不安定であるため、等身大の具体的な生活のモデルが身近にないことから、なりたいたい自分像や大きな夢を描けずにいることがある。
- ・ きょうだいの世話や家事などの役割があり、日々の生活に精一杯で、登校できない日があったり、学習に時間が割けないケースがある。

<保護者・子ども等に対して行っている支援>

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 子どもの家庭での過ごし方や生活の様子、保護者の困りについて丁寧に話を聞き、具体的な案を示しながらアドバイスをすることで、保護者との信頼関係を築いている。
- ・ 関係機関や専門機関等と連携し、ケース会議も行いながら支援に取り組んでいる。
- ・ 子どもの健康、安全を第一に保護者の意向に沿った対応をしながら、面談や家庭訪問を交え、保護者に対する指導を行っている。
- ・ 各種奨学金や就学援助制度など、家庭の状況に応じて必要な支援事業を紹介している。
- ・ 保護者の対応を担任任せにせず、管理職等も含めて複数で対応するようにしている。
- ・ 子どものことで伝えたいこと、協力してやっていきたいことがたくさんあっても、保護者に余裕がないと伝わらないばかりか、かえって学校との距離ができてしまうことがあるので、保護者の話を傾聴して受け止めることが多い。

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 普段から分かりやすい授業を行えるよう心掛けており、課外学習、補習、個別指導等により、学力向上に努めている。
- ・ 子どもが悩んだり困ったりしたことを相談しやすいように普段から子どもの声を傾聴し、丁寧に対応している。また、自分から発信できない子どもの場合、普段からその子どもの様子をよく観察し、その子どもの立場に立って考え、自分の気持ちや要求、悩みなどを少しでも表出できるような指導や支援を行っている。
- ・ 子どもをしっかりと認め、褒め、自己肯定感を感じられるように取り組んでいる。
- ・ 送り迎えの際に相談に乗るなど、保護者との関わりを深めることで、保護者の精神的な安定を図ることが、子どもへの支援につながっている。
- ・ 教員やスクールカウンセラー等が日常から複数の目で子どもの様子を観察し、きっかけを見つけて相談にのったり、指導助言を行っている。
- ・ 義務教育の間に、自分で自律的に生活できるだけのスキルを身につけさせるよう、学校において身につけられる生活習慣の指導（身だしなみ、礼儀、言葉遣い、時間を守る、持ち物確認など）に取り組んでいる。
- ・ 学びの楽しさが伝わるような授業を行うよう努めている。また、校外学習等において、家庭の経済事情で子どもが不利益を被ることがないように、可能な限り配慮している。
- ・ 個別指導体制を整備し、学力向上とともにキャリア形成を図る取組を推進している。

- ・ 「土曜学習」「未来スタディサポート教室」などの事業を活用し、学力向上の取組を推進している。
- ・ 「京の子ども『かがやき』創造事業」「KYO発見 仕事・文化体験活動推進事業」を活用し、保護者の負担なく、伝統文化に関する体験活動等を推進している。
- ・ 労働観を醸成する体験活動の充実に取り組んでいる。
- ・ 必要に応じて、関係機関や専門機関等への連絡・相談を行っている。また、卒業時等に困った時の相談機関の連絡先（電話相談窓口等）を本人に知らせている。
- ・ スクールカウンセラーや養護教員によるきめ細かなカウンセリングを実施している。
- ・ 発達障害がある子どもに対し、指導者が研修を受けたり、福祉に携わっている方の仕事の経験等を生かしながら対応している。

<支援に当たっての課題>

- ・ 支援の網の目から抜け落ちて孤立状態にある家庭に対する支援が難しい。
- ・ 保護者の子育て意識や子どもへの関わり等に課題がある場合においても、周囲や相談機関に相談に行かないうえに、保護者が支援を拒否するケースもあり、個々の家庭事情等の個人情報も多くあることから、関わるのが難しい。
- ・ 課題を抱える家庭へのアプローチのノウハウの蓄積が施設によって差が生じており、蓄積が少ない場合、適切な手が打ちにくいケースがある。
- ・ 申込手続が複雑な制度について、入口で諦めて支援を受けられていない家庭がある。
- ・ 関係機関との連携について、個人情報の取扱い等により、相互の情報共有が難しいことがある。また、情報交換に終始し、具体的なアクションが決まらないことがあり、どの機関が主体となって動いていくのか判断が難しい。
- ・ 子どもの居住地が遠方の場合、管轄等により、行政との連携が困難な場合がある。
- ・ 支援者側が多くの特例を抱えており、即座の対応が難しいことが多い。
- ・ 補助等の対象とならない保護者に対し、費用負担が生じる事例が多い。

<今後必要な支援、施策等>

- ・ 情報の発信はされていると思うが、実際に届いていないケースも多く、受ける側の意識も弱いかもしれない。必要な情報を必要な方に的確に伝える方法がもっと必要なのではないか。
- ・ 可能な限り支援関係の書類を簡素化し、制度を利用しやすくすることが必要である。
- ・ 親になる前に、様々な支援制度や、例えば、ひとり親になった時の社会保障などの情報を教育の中で伝えて、人生の選択肢の幅を広げることも重要である。
- ・ 困りを抱えている家庭を孤立させないために、一つ一つの事例を丁寧に聞き取り、必要に応じて関係施設につないでいくこと、信頼できる顔の見える有機的な関係の構築が必要である。
- ・ 保護者や子どもが孤立状態に陥らないために、保護者の個人的なつながりのみではなく、制度的な関わりから広く保護者同士がつながることができれば、支援の届く家庭が増えるのではないか。
- ・ 地域の大人として、子どもの心の貧困に向き合ってあげることが大事である。そのために、まずは話せる環境を日頃から作っていく必要があり、地域の大人の顔を覚えてもらうきっかけを作ることが大切である。
- ・ 物質的な支援だけでなく、学校・地域が協力して厳しい家庭の子どもに心を寄り添い、安心安全で、愛される環境を作っていく必要がある。
- ・ 子どもにとっても、年齢の近い方が関わりやすい場合があり、大学と地域の連携や、一人暮らしの学生にアプローチするなど、もっと若い世代を活用していくことが必要である。

- ・ 時間的・経済的に余裕のある高齢者に協力していただく仕組みづくりを構築してはどうか。
- ・ 保護者が悩みを相談できる場所，機会をもっと増やすとともに，「子ども食堂」などの学校や家以外の子どもの居場所づくりが必要である。
- ・ 子どもに対する衣食住等の生活に関するサポートを充実する必要がある。
- ・ 障害のある子どもが，将来貧困に陥ることがないように，地域で生活し，地域で働くための生活支援・就労支援策の充実が必要である。また，学校卒業後や親亡き後の障害のある人を支える仕組みとして，地域における障害のある方の居場所を増やす必要がある。
- ・ 一つ一つの支援が，ばらばらのものではなく，障害のある一人の人が受ける支援としてトータルに考えられる仕組みが必要である。その中で，障害のある人が地域で暮らすことや働くことを支援していくことが重要である。
- ・ 子どもの可能性を最大限に伸ばせるようにするために，乳幼児期の教育はもとより，小中高でしっかりと基礎学力をつけ，自分で考え，行動できる力をつけさせるよう，目を向けていくことが重要である。
- ・ 経済的状况にかかわらず，スポーツ活動等に参加できる機会を増やす取組が必要ではないか。
- ・ 産学公の連携により，経済的な事情に左右されずに，子どもに学ぶチャンスを与える社会づくり，経済，保育，教育，医療などの分野で貧困をなくす各々の施策を充実していく必要がある。
- ・ 奨学金制度も，日本は返済型が中心であり，就職後も返済の義務が伴うため，給付型の充実が必要である。
- ・ 生活保護の対象ではないが，ボーダーラインにある厳しい家庭への支援や自立に向けた仕組みづくりが必要ではないか。
- ・ 不正受給の防止策を強化し，本当に支援が必要な層に必要な支援が行われるよう取り組むことが必要である。
- ・ 児童福祉施設の退所後も進学できるよう，支援を充実していくことが必要である。
- ・ 子どもの教育に費やされるべき手当が，他のことに消費されないような仕組みづくりが必要である。
- ・ 難しいケースに対応できる，経験を積んだ福祉のスペシャリストの育成，維持が必要である。また，関係機関や社会資源をつないでいく専門的かつ，継続して関わられるアクターが必要である。
- ・ 問題にすぐに対応できるよう，現場の権限強化を推進していく必要がある。
- ・ スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの配置拡大が必要である。

(3) 青少年関係団体等・青少年モニター等によるワークショップ

ア 青少年関係団体等

<保護者が抱える課題>

- ・ 保護者自身が健康面や精神面で不安を抱えていたり、自ら支援情報を得て利用する機会が少ない傾向にある。
- ・ 不安定な環境から、子どもへの虐待となっている家庭もある。
- ・ 保護者の就労が不安定な家庭や、保護者が高齢、介護が必要な家族がいるなどの理由で生活面や経済面で余裕がなく、課題を抱えていることがある。
- ・ 離婚した保護者からの養育費がなくなったため、保護者の金銭的な不安が高まったケースで、他の親戚等からの支援を得られない状況にある。
- ・ 貧困であるかどうかにかかわらず、保護者が多忙なために、子どもと関わっていない家庭も多い。お金はあるけど、何らかの要因で動けなくなっているということも多いのではないか。
- ・ 保護者自身が困難な環境で育ち、自分の経験を基に子どもと接してしまう結果、うまく子どもと関わることができない事例が見受けられる。
- ・ 子どものためを思って仕事に従事しているが、その分、子どもに目を配る余裕がなく、関わりが少なくなっているケースがある。相談に来られても子どもの話を一切しないなど、保護者自身のことと精一杯で、子どもに関心を持っていない状況にある家庭が多い。どう対応したらよいか分からない状態だと思う。
- ・ 日々の暮らしをどうするかに精一杯であり、今後の見通しを考える時間を持たず、場当たりの対応になってしまっているケースがある。
- ・ 子どもの教育に関して、「できるようになってほしい」とは感じていながらも、どのようにすればできるようになるのかということに意識が向いておらず、「我が子の勉強ができないことは仕方ない」と感じて、そこに時間やお金をかける費用対効果に期待していない印象がある。
- ・ 経済的に厳しいことから、子どもに寄り添う余裕がない。
- ・ DVや離婚等により、これまでの生活が成り立たなくなるといった環境の変化の中で、見知らぬ地域での生活、近隣との希薄な関係の中、孤立を抱えるケースが多い。他者の手を借りることへの抵抗感もあると思う。
- ・ 孤立を抱えるケースでは、子どもが学習面で課題を抱えていたり、通学が困難な状況にあっても支援につなげない。
- ・ 食事に関して、栄養が偏っていたり、自炊せずを買ってきた物のみ食べているなど、課題を抱えていることがある。
- ・ 家をきれいにしたり、子どもに清潔な服装をさせるという意識がない場合がある。
- ・ 経済的に苦しんでいる親を見た子どもが色々と我慢して動けない中で、保護者が帰宅しても疲弊していて、十分なコミュニケーションが取れていないなど、解決できる余裕がないまま時間が経過し、深刻化してしまう場合がある。

<子ども等が抱える課題>

- ・ 経済状況や複雑な家庭環境により、職歴、学歴が本人の望んだものでないことが多い。
- ・ 本来子どものときに経験したり、体験したりすることや基本的な挨拶ができず、これまでの日常生活のスキルの引出しが乏しい子どもが多い。
- ・ 食事の栄養バランスに偏りがあるなど、食事面で課題を抱えているケースが多い。
- ・ 低年齢の時期から、深夜まで遊び、朝起きられず、学習習慣はついていない、異性への依存があるケースがあり、自宅に勉強机はないと話す子どももいる。「自分は勉強に関しては、やっても無駄だし、できない」と決めつけているような印象がある。親子ともに、特に学習に対して成功

体験が乏しいのではないか。

- ・ 家族のケアや家事分担、アルバイトのために勉強に十分な時間を割けないことや、社会参加の機会を失っているケースが多い。
- ・ 保護者が子どもの状況に理解がないことから通園施設への登園を拒むケースがある。
- ・ 保護者が不安定な状況にある場合、子どもの学習面や発達面に影響を与えているケースもある。
- ・ 自己肯定感が持てず、目標設定や目標を達成するための苦手なことも含めた努力を続けることができない印象がある。結果的に、成功体験が乏しくなり、充実感や達成感につながらず、進学しても中退したり、就職しても離職したり、卒業後に挫折するケースもある。
- ・ 社会スキルや情報がなく、人との接点が少ないことから、対人関係で不信感が高く、捉え方に偏りがあるため、支援・相談機関とつながることを自ら拒否しているケースが多い。
- ・ 就労が続かず孤立しているために、仲間との共存関係が育たず、社会でも人間関係が築きにくい状況になっている。
- ・ 貧困であるかどうかにかかわらず、不登校やひきこもりになって親に余計な負担をかけてしまっているという負い目を感じながらの生活では、お金を使うことに対する罪悪感が強くなり、本人にプラスになるようなことでも、経費がかかることや効果が出るのに時間がかかることに参加しないという傾向が強い。
- ・ 借金等があって生活が苦しく、複雑な家族関係もあって、ひきこもりの状態が続き、生活困窮のために将来への不安が強いことから、行動する余裕がないケースがあった。
- ・ 経済状況や多忙で余裕がないことから、病院に行かずに市販の痛み止めなどで対応するなど、健康面で課題を抱えるケースがある。
- ・ 自分自身の身体の不具合に気づく力が弱く、対応方法も身についていないケースがある。
- ・ 受験に向けて勉強に励んでいるが、家庭の経済状況を自覚し、志望校を変えているケースがある。
- ・ 困難を抱える家族や家庭のことで精一杯で、自分のことに向き合う余裕がないケースがある。
- ・ 自分の家庭以外を知らず、これが当たり前と思っていることが多い。
- ・ 虐待やDVの状況にある家庭で生活する中で、我慢することを強いられており、安心して生活できないことから、学習や学校での生活に支障が出ている。

<保護者・子ども等に対して行っている支援>

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 生活面等での身近な問題について相談できる仕組みづくり、また、連携のとれる環境づくりに取り組んでいる。
- ・ 個々の保護者の状況に応じて、食生活や生活面を中心に支援、指導している。
- ・ 家庭内での接し方や会話の時間を持ってもらうようアドバイスするなど、面談やカウンセリング等を通じて相談に応じている。
- ・ 関係機関や専門機関等と情報共有し、連携しながら支援に取り組んでいる。
- ・ 医療や福祉の支援につながるメリットを伝え、専門機関での相談を促すなど、状況に応じて、支援施策やセミナー等の情報を提供している。
- ・ 不登校・ひきこもりなどの若者のサポートを中心としたフリースクール活動を通じて、支援を行っている。また、状況に応じて、様々な他団体、公的な相談機関などの紹介を行っている。
- ・ 家族で参加できるイベント等の支援事業に取り組んでいる。

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 個々の状況に応じて、相談や面談、カウンセリングを行いながら、学習面のみでなく、食生活

や生活面等の日常生活における具体的なアドバイスや社会性のサポートも含めて支援、指導している。

- ・ 子どもに所属感を持ってもらうよう、居場所づくりに取り組んでおり、支援事業の中で仲間意識を築き、孤立させないよう取り組んでいる。
- ・ 「困ったことを話せる人」となるよう、信頼関係を築いている。
- ・ 時間をかけて子どもの本音を語れる雰囲気づくりに努めており、人に対する不安の軽減や感情を吐露できる環境づくり（同様の経験をしたサポーターとの対話等）の中で、自己肯定感を高めてもらえるよう取り組んでいる。
- ・ 音楽体験や芸術体験の提供など、子ども等が得意なこと、興味のあることを通じて、金銭的にも無理が生じない範囲での社会参加に向けた支援を行っている。
- ・ 個々の状況に応じて、関係機関や専門機関等につなぐなど、連携した取組を行っている。また、必要な場合は、窓口に同行することもある。
- ・ 現時点の貧困でなく「10年後の貧困」という視点で活動している。今後、団塊世代の家族が後期高齢者になると、現在家族に支えられているひきこもりの若者の生活が危機を迎えることが予想されるため、「今、出来ること」というテーマでライフプラン・セミナーや家族相談を行っている。

＜支援に当たっての課題＞

- ・ 子ども等から家庭の経済状況等を聴き取れないことがある。また、保護者の思いと子ども等の思いのズレがあるケースが多く、福祉サービスの利用を拒否する人もいる中で、支援側がどこまで関わるのかは慎重にならざるを得ない。
- ・ 個人情報への壁があり、地域間や行政機関も含め、団体間での情報共有ができないことがある。
- ・ 貧困の問題は様々なことに影響するため、他機関と連携しながら継続的に支援していく必要があるが、どの機関がどこまで関わるのか、どう役割分担するかが難しいと感じている。
- ・ 参加者等から徴収する費用を低く設定して活動している中で、団体の財政基盤が弱い場合、必要な支援事業ができないことや、団体の維持が難しいことがある。
- ・ 挨拶などの日常生活におけるスキルを一から教える必要があるなど、個々の事情や背景を把握し、幅広い支援が必要となっている中で、そのための知識や人員が不足していると感じている。
- ・ ボランティアによる活動が多く、人員確保が難しい。
- ・ 大学生を中心とするボランティアの活躍と各地域の協力者の助力で成り立っている活動の場合、自発性に基づくことでのメリットがあるものの、モチベーションの違いや能力の違いなどで、活動の質に不安定さが生じることもある。
- ・ 金銭面の課題から保護者や子ども等の行動範囲が限られることがある（交通費がかかるため面談や医療に行けない）。また、医療行為ではないカウンセリングにつなげたい場合でも、金銭面が課題でつなげにくいことがある。
- ・ 団塊世代の家族が後期高齢者となると、現在家族に支えられているひきこもりの若者の生活が危機を迎えることが予想される。
- ・ 支援を必要としている人に必要な情報が届いていない。
- ・ 支援に関するサービスを活用する段階に至るまでに時間がかかる。
- ・ 子どもへのサービスは数多くあるが、中学・高校生以降へのサービスや支援が乏しい。
- ・ 年齢を区切った若者支援では、支援の網からこぼれ落ちて取り残されている方が多い。
- ・ 経済的な貧困に関する支援も大切であるが、文化的な貧困により社会から孤立する人が多いように感じている。

<今後必要な支援、施策等>

- ・ 子ども自身が学習における成功体験を重ね、「自分もできる」と感じる事が重要である。また、子どもと顔を合わせて対話をする、自分のこともよく話してくれるようになることが多く、「あなたのことを気にかけている」と本気で応援する大人の存在も不可欠だと思う。
- ・ 困難な状況であっても周囲の親戚や友人等には、近いからこそ言えないという保護者も多く、公的な相談窓口いきなり相談するには、相当のハードルの高さを感じられるので、両者の中間にいる民間団体やコーディネート能力を持った団体の存在が有効と思われる。
- ・ 貧困を抱える家庭の子どもたちを一人にしない、孤立させないように、気軽に通うことのできる居場所づくりに取り組んでいく必要がある。
- ・ 子ども食堂については、子どもが1人でも安価で使えて、他者との触れ合いの中で安心できる居場所とするため、運営側の要因でなくなることはないよう、持続可能な運営体制をつくっていくためのサポートが必要である。
- ・ 子ども食堂等の支援や学習支援等については、食や学力の保障という視点のみではなく、困難を抱えた家庭で育つ子どもや若者を孤立させないサービスの核として、位置付けて取り組むことができればよい。
- ・ 子どもたちの状況、能力に合わせた社会体験、例えば、自然体験や寺への宿泊体験など、地域に応じた社会体験によって子どもに様々な経験値を与える取組を充実してはどうか。
- ・ 交通費や多少でも報酬が出る就労体験の場が必要である。また、そういった取組を進めるためには、利用手続の簡略化や、事業所がゆとりを持って就労体験に取り組める仕組みが必要である。
- ・ 子どもが置かれる状況にかかわらず学習できる環境を整えることが必要である。例えば、オンラインでの学習を活用する取組を推進（環境整備、人員確保）することや、塾や予備校を利用できない子どもへの支援を充実するなど、子どもが等しく勉学に励み、「勉強が面白い」と思える環境づくりを進めていくことが必要である。
- ・ 基本的な生活習慣のスキル（炊事、洗濯、着替え、歯磨きなど）を身につけるための生活支援が必要である。
- ・ 生活保護を受給していないが困難を抱えている家庭に対する支援・サービスの充実が重要である。保護者の雇用環境・条件を改善することができれば、そういった層を含めて支えることができるのではないかと。
- ・ 外出が困難な家庭への訪問支援の充実が必要である。
- ・ 支援に当たり、ワンストップの窓口対応と広報が必要である。
- ・ 個人レベルで必要な市の施策やサービスの情報を得られる仕組みや、離婚届の受付時に、支援につながる必要な情報を記載した資料を渡す取組など、個々の状況に応じて、的確に情報が届くよう、情報提供の方法を検討していく必要がある。
- ・ 支援メニューについて、手続面や条件をもっと簡略化するなど、必要な人が誰もが使えるように工夫すると、案内しやすくなるのではないかと。
- ・ 各団体によって、支援のアプローチに対する考え方の違いはあるが、互いにその自主性を認める中で支援方法を理解・尊重しながら連携し、横のつながりを充実していく必要がある。
- ・ 支援する側の団体に対して、活動の評価に応じた経済面や手続面のサポートを充実し、継続的に活動できるようにすることが必要である。
- ・ 支援する側の人員体制を充実し、貧困等の課題を抱える家庭に対してきめ細かな支援ができるようにしていく必要がある。
- ・ 相談のケースに適した支援団体とのマッチングを迅速に行える仕組みづくりが必要である。
- ・ 民間企業とNPOなど支援団体の協力により、新たなソーシャルビジネスによる雇用の場の創出が必要である。
- ・ 全地域にまんべんなく同じサービスを提供するより、有効なサービスを必要な人に届ける体制

づくりとアイデアが求められるのではないか。

- ・ 子どもから青年期までに、連続して支援・サービス提供を継続して行う切れ目のない支援が必要である。
- ・ 就労していない若者や、生活保護受給者の働く意欲を引き出すため、納得できる労働環境・条件を整えていくことが必要である。
- ・ 子ども等の特性に合ったキャリア教育が必要ではないか。
- ・ 困難を有する人を社会として受け入れ、必要な支援が届く枠組をつくるために、社会の理解と必要な制度の整備が必要である。
- ・ 生活保障や医療、教育など、様々な支援制度が子どもに直接届くような仕組みづくりが必要ではないか。

イ 青少年モニター等によるワークショップ

実施日：平成28年9月24日

場所：キャンパスプラザ京都

参加人数：37人（関係者及びファシリテーターを除いた人数）

※ 青少年モニター制度を活用してワークショップを開催し、貧困家庭の子ども等へのサポートについて、意見やアイデアをいただいた。

<ワークショップにおける意見・アイデア等のまとめ>

【学校に関すること】

<食事に関する支援>

- ・ 家庭以外で最も栄養バランスが良い食事を取ることができる給食（学食も含む）に関する施策の充実（提供機会の充実等）
- ・ 朝食を食べていない子どもへの支援（学校や地域における安価での食事提供等）
- ・ 長期休業中の食事支援
- ・ 「食育」の機会の充実

<人員体制の拡充>

- ・ スクールソーシャルワーカーの配置の充実
- ・ 教員の配置体制の充実や工夫（負担増への対応、部活動等でのOB・ボランティアの活用等）

<関係機関との連携>

- ・ 地域資源との連携（地域と連携した居場所づくり、アウトリーチ型事業の展開、ボランティアを活用した取組、スクールソーシャルワーカーの活用等）
- ・ 学校運営協議会の活用
- ・ 大学や学生との連携強化

<子どもの居場所づくり>

- ・ 放課後（夜間含む）の居場所づくりの充実（学童クラブ、放課後学習の充実等）

<学び・進路支援の充実>

- ・ 学力向上の取組
- ・ 学び直し支援の充実
- ・ 道徳や生活に関する授業の充実
- ・ 文化体験の機会の拡充
- ・ 進路相談の充実（相談の場、進路・進学に関する情報の充実等）

<金銭的・物的支援>

- ・ 学費や奨学金に関する支援の充実
- ・ 奨学金制度の周知（情報提供）に関する取組
- ・ 学校生活に必要な備品に関する支援の充実（備品や制服等のリユース、必需品の提供等）

<親に対する取組>

- ・ 保護者が子どもに関われる行事や場の充実
- ・ 保護者への教育、面談、相談の場の充実

<その他>

- ・ 貧困に関することについての学び、啓発の充実
- ・ 高校退学の防止策が必要
- ・ 充実した遊びの提供や休み時間の充実（昼寝の推奨等）
- ・ 貧困問題に関する研修の実施
- ・ 教員間の情報共有、連携の強化

【家庭に関すること】

＜専門機関や地域によるサポート，相談しやすい仕組みづくり＞

- ・ 一つの家庭のニーズを汲み取りながら，長期的かつ専門的に支援できる体制の充実（ケースワーカーやボランティアの体制充実，支援する側の人材が固定化できたら相談しやすい等）
- ・ 貧困という視点からの総合的な支援の充実
- ・ 長期休業中や休日の支援の充実
- ・ 家庭の困り（日常の些細なものを含む）を発信できる場の充実
- ・ サポートを受けることをためらう家庭にも支援が届くよう，支援する側から出向く取組の充実
- ・ 家庭内のみでなく，地域ぐるみで子育てをする風土づくり（地域で子育て，地域の人から子どもに対する声掛け，隣近所など専門機関以外のインフォーマルなつながりの増等）
- ・ 地区イベントを盛り上げることによる地域の絆の強化

＜情報発信＞

- ・ 困ったときの相談先等の分かりやすい情報発信
- ・ 行政サービスの情報をもっと家庭に届ける仕組みづくり（アウトリーチ型，説明会，セミナー等により情報を知る機会の増）

＜家庭学習の推進＞

- ・ 家庭で学習しやすい環境づくりの推進（家庭訪問型の支援，小学生など早い段階からの支援等）
- ・ 学習会等の学習支援を継続的に行うことにより，勉強できる場所を提供

＜保護者と子どもの関わり＞

- ・ 親子が接する時間の確保（親子参加の体験事業やセミナーの開催等）
- ・ 親子間の会話，つながりの確保（親や子が属する団体との関係づくり等）

＜保護者の生活，就労支援＞

- ・ 育児支援，家事支援の充実
- ・ 就労支援の充実（待機児童対策，保育士処遇改善，柔軟な勤務が可能な制度づくり等）
- ・ 家庭での生活力やマナー等のスキル向上の取組
- ・ 多子世帯への支援の充実
- ・ 生活に必要な物の支援（物品の共有，生活必需品の支援等）

＜食事に関する支援＞

- ・ 子ども食堂の拡充（開催頻度や実施場所の充実，栄養バランス等の改善，大学や地域との連携，朝食支援の拡充等）
- ・ 保護者向けの食育
- ・ 地域ぐるみでの食事支援

【学校，家庭以外の保護者や子どもに対する支援】

＜子どもの居場所づくり＞

- ・ 学校，家庭以外の居場所づくりの充実（困りがないときも含めていつでも気楽に行ける場所，学習だけでなく遊びや食事ができる場所，土日や夜間の安全な居場所等）
- ・ 社会資源を活用した居場所づくり（空き家，大学，児童館，銭湯，公園等）
- ・ アクセスしやすい居場所の充実（支援の場所までの送迎等）
- ・ 子ども同士のつながりの強化
- ・ 在宅で家族の介護等をしている子ども等に対するレスパイトケア（※）の充実
- ※在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため，一時的にケアの代替を行うサービス
- ・ 安全対策のための啓発，必要物品（オートライト等）の配布

<家庭や学校以外の学習環境の充実>

- ・ 中学生に対する学習支援の充実
- ・ 小学生等の早い時期からの学習支援の充実
- ・ 家庭や学校以外での自習できる場所，作業スペースの充実

<子どもの多様な大人との関わり>

- ・ 保護者や先生以外の信頼できる大人（年齢があまり離れていない若者（高校生や大学生），高齢者等）との関わりを増やす取組
- ・ 地域の社会資源を活用した支援（高齢者施設，公民館等）
- ・ 困りがある子どもが気軽に相談できる人や場づくり
- ・ 地域で子どもを見守ることができる関係づくり

<将来を考える場づくり>

- ・ 職業体験の充実
- ・ 就職や進学に関して相談する場の充実
- ・ 大学生との交流（これまでの経験や夢を聞いて将来のことを考えることができる場）

<保護者の孤立を防ぐ取組>

- ・ 保護者同士のつながり強化（パパ友・ママ友，サークルへの参加，ピアサポートの充実等）
- ・ 乳幼児を持つ保護者への支援の充実
- ・ 余暇支援の推進

【専門機関や支援団体間の連携強化，支援団体への支援】

<支援者間の関係づくり>

- ・ NPOや各団体同士の連携強化（ボランティア等の支援者同士の交流・情報交換・スキル共有の場づくり）
- ・ 行政や学校へのつながりをスムーズにするためのネットワークづくり（ボランティアから行政，学校への情報提供の場づくり，子どもの支援に関する協議の場づくり等）
- ・ 支援者，支援団体の掘り起こし
- ・ 産官学民連携のコーディネートの実施

<支援者側に対するフォロー，人材確保>

- ・ 子どもと直接接する機会が多いボランティア等の支援者に対する研修，相談の充実（専門職からボランティアスタッフに対するアドバイス・支援，子ども・親への関わり方等の必要なスキルを得るための研修の実施，ボランティアを育てる場づくり，交流会や情報交換会の充実等）
- ・ ボランティアの担い手の確保（授業におけるボランティアの活用，ボランティアの受入体制の実施，子どもの学齢に合わせた支援を長期間ボランティアでできる仕組みづくり等）

【貧困問題に関する情報発信・広報】

- ・ 貧困に係る支援・取組の広報
- ・ 居場所を求めているが，場が見つからない子どもに対するアプローチ
- ・ 貧困問題に関する理解者づくりのための啓発活動
- ・ 子どもが直接発信する情報媒体の実施

2 施設等ヒアリング

(1) 保育園(所)・認定こども園

訪問施設数：15施設

調査票回答数：166施設(無記名含む) / 269施設

<保護者が抱える課題>

- ・ 保護者の育児・生活に関する経験、知識、計画性が不足していたり、保護者自身の生活習慣が乱れていることにより、家庭における子どもへの基本的なしつけ(衣食住・トイレトレーニング・対人関係等)ができていないことがある。(77施設)
- ・ 金銭や時間に関して、子どもより保護者の都合や生き方、価値観を優先していることがある。(58施設)
- ・ 保護者の就労が不安定な家庭、生活保護受給世帯において、生活面や経済面で余裕がなく、課題を抱えていることが多い。(58施設)
- ・ 精神疾患を抱えている、体調が良くないなど、心身に不安を抱えていることから、子どもとうまく接することができない状況にある。(46施設)
- ・ 子どもに毎日同じ服を着せており、必要な枚数の下着や洋服の用意ができていなかったり、何日もお風呂に入れていないことがある。(45施設)
- ・ 生活環境(不規則な生活、家庭の都合等)が要因で、子どもの送迎が満足にできず、遅刻・欠席が多い。(43施設)
- ・ 菓子パンだけ等の偏った食事をしていて栄養バランスが良くない、朝食を食べていない(用意されていない)など、子どもの食事に関して課題がある。(39施設)
- ・ 保護者が多忙で、仕事や生活に精一杯な状況で子どもに目を配る余裕がないため、子どもと十分な関わりが持てていない。(37施設)
- ・ 提出物が提出されないことや、必要な諸費用が滞納の状態にある。(34施設)
- ・ ひとり親家庭において、生活や時間に余裕がなく子どもと関わる機会が少ないなど、様々な課題を抱えていることが多い。(34施設)
- ・ 虐待、ネグレクト、DVの状況にある。(32施設)
- ・ 保護者が夜間勤務等で帰宅時間が遅いことから、夜間に長時間子どものみで留守番をしていたり、子どもが夜遅くまで起きていて、昼夜逆転の生活になっているなど、生活習慣が乱れている。(32施設)
- ・ 保護者自身が困難な環境で育ち、自分の経験を基に子どもと接してしまう結果、うまく子どもと関わるできない事例が見受けられる。(31施設)
- ・ 夫婦の関係が良くない、パートナーとの交際・別れを繰り返しているなど、子どもが不安になりやすい環境の家庭である。(28施設)
- ・ 経済的に困難を抱えている家庭においても、子どもと十分関わりながら子育てをしている場合、生活面、学習能力において問題がないことも多い。(21施設)
- ・ 保護者同士のつながりや相談相手がなく、孤立傾向にある。(21施設)
- ・ 連絡がつながらないことが多く、家庭の状況把握が困難な状態にある。(19施設)
- ・ 若年出産のケースにおいて、子育てに関する知識や経験が豊富でなく、周囲からの支援も少ないため、課題を抱えていることが多い。(11施設)
- ・ 他の親戚等からの支援を得られない状況にある。(9施設)
- ・ 家の中が散らかっており、ごみがあふれているケースもある。(5施設)

<子ども等が抱える課題>

- ・ 生活習慣や日常生活のスキルが身についておらず、成長面で課題がある。(57施設)
- ・ 情緒不安定で、攻撃的な言動が多いなど、コミュニケーションに課題があり、集団生活になじめない子どもがいる。また、親から離れたがらないなど、精神面で不安がある。(50施設)
- ・ 基本的な生活習慣(食事、就寝、衛生面等)が確立しておらず、不規則な生活リズムが原因で、日常生活に支障が出ている。(48施設)
- ・ 朝食を食べていない(食べさせてもらえていない)ことが多い。また、好き嫌いが多く、栄養バランスに偏りがあるなど、食事に課題がある。(44施設)
- ・ 保護者との関わりが少なく、家庭での様々な経験が不足している。(43施設)
- ・ 自分が大切にされている感覚、自覚が持てず、自己肯定感が低い。また、物事に対して興味・関心を持ってない傾向があり、ひらがなが読めない、書けないまま就学し、小学校での学習面に困難性を抱えているケースもある。(30施設)
- ・ 毎日同じ服を着ていたり、何日もお風呂に入っていないことがあり、また、本人もそれを当たり前と思っていることが多い。(27施設)
- ・ 登園、お迎えの時間が一定せず、遅刻や欠席が多い。(26施設)
- ・ 昼夜逆転の生活で就寝時間が遅い等の理由により、寝不足になることが多く、午前中の活動に参加できないこともある。(22施設)
- ・ 本人が登園したくても保護者が送迎できずに欠席したり、保護者の都合や経済的な理由で行事に参加できないことがあるなど、本人の意思にかかわらず家庭事情のあおりを受けている。(16施設)
- ・ 体調が良くないことが多い。また、疾患を持っていても、病院にかからないなど、適切な対応がされていない。(13施設)
- ・ 排泄の習慣がつきにくく、おむつがなかなか取れない。(8施設)
- ・ 夜になっても子どもだけで外で遊んでいる。(5施設)
- ・ 歯みがきの習慣がなく、むし歯が多い。(5施設)
- ・ 忘れ物が多い。また、行事の日を覚えていない。(4施設)
- ・ 家の中が片付いておらず、ごみがあふれているケースもある。(3施設)
- ・ 本は持っていないのにスマートフォンは持っているなど、保護者から買い与えられている物の優先順位に違和感がある。(3施設)

<保護者・子ども等に対して行っている支援>

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 保護者に対して常に声を掛け、世間話をする中で保護者の思いを受け止めることで信頼関係を築くようにしており、相談しやすい環境、話しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる。また、園での様子を伝え、子どもに目を向けてもらうようにしている。(98施設)
- ・ 子どもの生活環境をはじめ、改善してほしい点について何度も丁寧に説明し、状況に応じた適切な指導を心掛けている。(74施設)
- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(63施設)
- ・ 保護者自身が自己肯定感を持って子どもと接してもらうため、保護者の精神的な負担を減らすよう、寄り添った支援に取り組んでいる。(46施設)
- ・ 状況に応じて個人面談を行い、保護者の話や家庭の様子を聴くことにより、保護者の不安感を緩和するとともに、子どもへの関わり方などに関する適切な指導につなげている。(44施設)
- ・ 欠席が多い児童など、ケースに応じて家庭訪問や電話連絡などのきめ細かな支援を行っている。

(44施設)

- ・ 登降園の際などに、なるべく声をかけるようにして、精神的に不安定になっていないか、子どもに対しての接し方が悪化していないか等、常に目配りをして状況を把握し、情報収集に努めている。(32施設)
- ・ 家庭の状況に応じて利用可能な制度を紹介し、支援につなげている。(23施設)
- ・ 担任を中心に園の職員同士で情報共有をきっちり行い、役割を決めながら支援に取り組んでいる。(16施設)
- ・ 着替えがないケースや忘れ物について、児童の不安を防ぐ観点から、きちんと指導したうえで貸与するなどの対応を行っている。(12施設)
- ・ 実費負担がなるべくかからない取組や、支払方法に関してアドバイスするなどの工夫を行うことにより、保護者の負担を減らし、諸経費の滞納が出ないように工夫している。(6施設)
- ・ 保護者以外の親戚等に協力を得ている。(4施設)
- ・ 持ち物や制服を園指定の物にするなど、経済面での差があまり出ないように配慮している。

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 子どもに対して日常的に声を掛け、良好な関係を築くよう取り組んでおり、保育園が子どもにとって居心地の良い大切な居場所となるよう努めている。(72施設)
- ・ 1対1での対応や、状況に応じて面談や家庭訪問等を実施している。(56施設)
- ・ 基本的な日常生活のスキル(衣食住、睡眠、遊び、あいさつ等)や生活習慣、学習(絵本を読む等)に関する指導を丁寧に行っており、園内でしっかりと生活リズムができるよう取り組んでいる。(53施設)
- ・ 子どもの心を受け止め、認め、愛情を持って接しながら、周りの大人から愛されている、大事にされていると感じる環境を整えることにより、自己肯定感を育むよう取り組んでいる。(49施設)
- ・ 忘れ物があったとき等の代替りの物や衣服の貸与、給食の量の調整等、子どもの状況に応じて、可能な限りの個別対応を行っている。(45施設)
- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(22施設)
- ・ 子どもの様子を常に観察し、健康管理や状況把握に努めている。(20施設)
- ・ 子どもの経験値を高めるため、地域や団体等とも連携しながら、様々な事業に取り組んでいる。(11施設)
- ・ 可能な限り手厚い人員配置で丁寧な対応ができるよう、人材確保に努めている。(2施設)
- ・ 学校と連携しながら、卒園児を対象に、相談に乗る、勉強を見るという事業を実施している。

<支援に当たっての課題>

- ・ 保護者や子どもが、生活面や学習面で前向きに取り組んでいくために、どのような指導方法を採るのが最善か、判断が難しい。また、ベテランの保育士でないと保護者が心を開いてくれないケースもある。(66施設)
- ・ 保護者の子育て意識や子どもへの関わり等に課題がある場合においても、それを変えることが難しい。(51施設)
- ・ 家庭の事情にまで踏み込むことが困難で、保護者が支援を拒否するケースもある。また、個人情報も多いため、課題がある家庭に対し、園が関わるができる範囲に限りがある。(42施設)
- ・ 保護者に子どもを優先する意識がない場合、支援に取り組んでも子どもまで届かない。(40施設)

- ・ 経済的に余裕がある家庭においても子どもと十分向き合えていないケースが多く、経済面の支援のみでは不十分である。(31施設)
- ・ 卒園により支援が途切れてしまうケースが多く、保護者や子どもに対する支援に継続性を持たせることが難しい。(29施設)
- ・ 支援が必要であるが園のみでの対応では不十分なケースにおいても、施設同士の関係性や個人情報提供の提供が困難なことがあり、また、各々が多忙でケース会議等の情報交換の場づくりを頻繁に持てないことから、関係機関相互の情報共有や連携方法に課題がある。(26施設)
- ・ 家庭の事情で急に経済的な困りが出てきたケース、保護者から子どもへの関わりが少ないがネグレクトとまで言い切れないケース、自立心は高いが多忙であるために子どもと関わる時間が取れないケースなど、支援制度の条件に当たらない家庭に対する支援が難しい。(13施設)
- ・ 現状の体制では子どもとしっかり向き合う時間がなかなか取れない。(10施設)
- ・ 支援対象との個人的な信頼関係で成り立っているケースも多く、人事異動があった場合に継続的な支援が難しい。(10施設)
- ・ 家庭訪問をしても時間帯によって留守であることが多く、継続して取り組んでいくことが難しい。(4施設)
- ・ 子育て講座等の事業を開催しても、聞いてほしい保護者が来ない。

＜今後必要な支援、施策等＞

- ・ 声掛けや家庭訪問等を通じて、保護者や子どもの気持ちにより添いながら、信頼関係を築き、保育園が心地良い居場所となるよう丁寧に関わっていくことが必要である。(58施設)
- ・ 保護者の生活が安定することが、結果的に子どもの生活の安定につながっていくことから、保護者の就労支援や生活支援を通じて、保護者が就労意識を持って基本的な生活習慣ができるよう、継続した切れ目のない支援を行っていくことが必要である。(47施設)
- ・ 保護者の子育て意識向上のための啓発、指導が必要である。(46施設)
- ・ 関係機関のつながりを強くし、これまで以上に情報提供ができる仕組みを作るべきである。(46施設)
- ・ 行政機関や学校、民間団体、地域社会等とのネットワークを強化・連携し、子どもが置かれている状況を社会全体で把握して支援につなげていくことで、子どもを育む風土を作っていくことが必要である。(46施設)
- ・ 不正受給の防止策を強化し、必要な家庭に支援や給付がしっかり行き届けるよう、取り組んでいくことが必要である。(35施設)
- ・ 保護者の困りを把握し、必要な支援事業について、的確かつ迅速に情報提供していくための取組(分かりやすい情報発信、施設職員の制度の理解、ワンストップの窓口対応等)が必要である。(31施設)
- ・ 保護者や子どもの自己肯定感向上に向けた取組(体験による活動を増やし、意欲と自信を培っていける取組、大事にされる感覚の芽生えにつながる支援、カウンセリング等)が必要である。(30施設)
- ・ 子どもがほっとして過ごせる居場所づくりが必要である。(30施設)
- ・ 保護者の価値観によって左右されない、支援メニューが子どもに直接届くような仕組みづくりが必要である。(26施設)
- ・ 経済的な貧困のみではなく、子育て意識の向上などにも着目して取り組んでいくことが必要である。(21施設)
- ・ 困難を抱えた家庭の子どもに対してより細かな保育・支援を行うため、保育園をはじめ、子どもと関わる機関における人員配置や体制の充実が必要である。また、受入側の施設の職員につい

でも貧困問題における保護者の状況等を理解し対応できるよう研修や、経験を蓄積したベテラン保育士が確保できるよう、継続して働き続けられる環境づくりを行っていく必要がある。(21施設)

- 教育の機会均等を図り、環境に左右されず良質な教育を受ける環境を築くため、子どもの学習支援を充実していくことが必要である。また、小学校、中学校と学習習慣が継続していくことが重要であるため、乳幼児期から教育を充実していくことが必要である。(17施設)
- 現状の制度では条件に当たらない家庭に対して、支援を広げていくことが必要である。(14施設)
- 経済的な支援を充実していくことが必要である。(14施設)
- 子どもとの関わりが少なくなりやすい、ひとり親家庭に対する支援を充実していく必要がある。(10施設)
- 食事に課題がある子どもに対して、栄養バランスの良い食事を提供できる取組が必要である。(3施設)
- 家に引きこもってしまう世帯や、不登校児童への支援が必要である。(2施設)
- 各団体が支援活動を十分に行えるための支援や環境づくりが必要である。
- ある施設の良い取組を各施設にフィードバックしていく仕組みが必要である。
- 同じ課題をもつ保護者同士の交流を図る場づくりが必要である。
- 障害のある児童に対する支援の充実が必要である。
- 衣服など、子育てに必要な物が揃えられない家庭に対する物理的な支援が必要である。

(2) 幼稚園

訪問施設数：1施設

調査票回答数：112施設（無記名含む）／112施設

<保護者が抱える課題>

- ・ 提出物が提出されないことや、保育料等の必要な諸費用が滞納の状態にある。(10施設)
- ・ 保護者が仕事や生活に多忙なため、子どもと十分な関わりが持てておらず、子どもと向き合えていない。自分中心で子育てへの関心がないと思われるケースもある。(10施設)
- ・ 他の保護者等の周囲との関わりが持てず、孤立状態にある。また、連絡が取れないこともあり、必要な連絡事項を伝えられないことがある。(8施設)
- ・ 健康面で体調が良くないことや、精神疾患など、精神的に不安定な状況である。(8施設)
- ・ 保護者が夜間勤務の場合等に生活のリズムを整えることが難しく、子どもが昼夜逆転の生活で朝起きられずに遅刻、欠席となってしまうことがある。(5施設)
- ・ 衣服について、サイズの不一致や、目立った汚れがある、ボタン・ゴムの綻びが直せていない、兄弟姉妹のお下がりのみしか着ていないことがある。(5施設)
- ・ 子どもへの虐待、家庭でのDVの状況にある。(4施設)
- ・ ひとり親家庭において、多忙のため子どもと向き合えていない事例がある。また、離婚協議中で保護者自身が精神面、生活面で不安定になることがある。(4施設)
- ・ 食事、身の回り、ことば使い等の生活面での基礎を子どもに教育できていない。(3施設)
- ・ 昼食が菓子パンのみ、お弁当のメニューが毎回同じなど、子どものことを考えられていない偏った食事をしており、食事面で子どもに関わっていないことがある。(3施設)
- ・ 就労が安定していない等の理由で経済的貧困の状況にある。(3施設)
- ・ 経済的な状況にかかわらず、子どものむし歯が未治療、定期健診後に必要な治療を行っていないなどの状況にある。
- ・ 保護者の教育方針が曖昧である（以前言っていたことと話が変わる。子どもに言われるがまま、お菓子を与えている等）。

<子ども等が抱える課題>

- ・ 保護者との関わりが少ないため、年齢に応じた衣服の着脱や歯みがきができない、絵本を読む習慣がない、話を聴くことができないなど、家庭において生活面での経験が不足している。(11施設)
- ・ 不規則な生活や食事、睡眠不足の傾向があり、朝の身支度が不十分な場合が多いなど、生活習慣が乱れている。そのため、遅刻や欠席が多いケースもある。(8施設)
- ・ 些細なことでパニックになりやすく、理解力や行動面でばらつきがあるなど、情緒不安定な状況にある。(8施設)
- ・ 善悪の判断基準が分からず乱暴な行動を取る、関心を引くために悪戯が多く周りとの協調性が取りにくい、一方的に自分の話ばかりしているなど、他児との関わり方に課題がある。(9施設)
- ・ 物事に対する諦めが早く、日頃の言動に活力が感じられないことが多く、自己肯定感が低い。(7施設)
- ・ むし歯が多く、治療も受けていない様子である。(6施設)
- ・ 家庭でお菓子やジュースを特に制限なく飲み食いしている、好き嫌いが多く、朝食を食べていないなど、食事面に関して課題を抱えている。(3施設)
- ・ 両親の不安等を受け、日々の言動に活力がなかったり、常に緊張している様子があったりする。(2施設)
- ・ 保護者からの虐待や育児放棄を受けている。(2施設)

<保護者・子ども等に対して行っている支援>

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 保護者に対して日常的に声を掛け、児童の様子や指導した内容、特に頑張っていたことを伝えるとともに、保護者自身も褒めるようにしている。また、家庭での様子を聴いて、家庭で実践してほしいことを日常会話の中で指導したり、行事の情報や持ち物に関することを伝えたりしている。(24施設)
- ・ 保護者との個人面談等を通じた指導やアドバイスなど、家庭の状況によって適切に対応している。(20施設)
- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(12施設)
- ・ 保護者の就労支援が必要な場合は預かり保育につなげるなど、保護者の状況に応じて、必要な支援事業を紹介している。(9施設)
- ・ 担任のみではなく、他職員や園長と情報を共有しながら関わりを持つことで、連携して支援に取り組んでいる。(2施設)
- ・ 保護者間や園がコミュニケーションを取れるよう、積極的に行事を実施して交流を図っている。

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 子どもに対して日常的に声を掛け、1対1で丁寧に話を聴くことで、良好な関係を築いて子どもが自分のことを話しやすい環境とするよう努めている。(21施設)
- ・ 子どもの行動や健康状態等を把握し、注意深く観察することにより、小さなSOSも逃さないよう努めている。(16施設)
- ・ 行事や普段の学習について、楽しく充実した時間を過ごすよう常に工夫するとともに、子どもの思いを受け止めて丁寧に接することで、自己肯定感を高められるよう取り組んでいる。(13施設)
- ・ 生活習慣(衣食住、歯みがき等)の大切さや、他者との関わり方などについて、必要なことをきめ細かに指導している。(9施設)
- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(6施設)
- ・ 担任のみではなく、他職員や園長と情報を共有しながら関わりを持つことで、連携して支援に取り組んでいる。(4施設)
- ・ 忘れ物があったとき等に代替りの物を貸与する等の配慮により、子どもが不安にならないよう努めている。(4施設)

<支援に当たっての課題>

- ・ 保護者や子どもに対して、どのような指導方法を採用するのが最善かの判断が難しい。(7施設)
- ・ 保護者や子どもの様子からは判断できないことがあり、家庭環境が見えにくい。また、保護者の了解を得ないと専門機関につなぎにくく、家庭の事情にどこまで関わっていいか線引きが難しい。(6施設)
- ・ 保護者が理解していない、関心がないこと等の理由で、連絡事項が伝わりにくい。(4施設)
- ・ 保護者の不安や焦燥を相談できるところがなく、結果的に子どもへの影響、虐待につながらないようにする必要がある。(2施設)
- ・ 保護者の子育て意識が昔と比べて変わってきており、対応が難しい。
- ・ 経済的に貧困な家庭に対する金銭面での支援については、各施設で対応できない。
- ・ 家庭内不和や離婚などにより、母親が急に生活のための収入に困ることがあり、そういった場合の支援が難しい。

- ・ 行政や専門機関との連携方法が難しい。
- ・ 利用者が多い教育相談等を行う施設では、必要な時に利用できない場合がある。

＜今後必要な支援、施策等＞

- ・ 保護者や子どもに常に声を掛け、気持ちを受け止めながら信頼関係を構築し、孤立を防ぐことが必要である。(26施設)
- ・ 保護者が気負うことなく気軽に参加できる行事や、保護者同士の交流の場の設定など、生活に追われている保護者の孤立を防ぐためのサポートを充実していくことが必要である。(15施設)
- ・ 状況に応じて関係機関や専門機関につないで連携し、情報交換しながら保護者や子どもを支援していくことが重要である。(11施設)
- ・ 子どもが大人への信頼感を持ち、不安も心配も吐き出せるよう援助し、自尊感情を高められるよう支援していくことが必要である。(10施設)
- ・ 保護者や子どもにとって必要な支援策を的確に情報提供していくことが必要である。(9施設)
- ・ 的確な情報収集により、各家庭の実態や家庭の子育てに関する考え方を把握し、施設内で連携しながら関わり方を考えていくことが必要である。(7施設)
- ・ 子どもに対して、常日頃から身の周りのことなどの基本的な生活習慣がしっかりと身につくように丁寧に関わりながら指導し、家庭でも継続して習慣化を図っていくよう、各施設が意識して取り組むことが必要である。(6施設)
- ・ 保護者に相談されたとき、施設、機関の紹介も含めて、適切なアドバイスができる知識や最新の情報をしっかり把握できるよう、各施設や福祉事務所における人員配置や研修の充実が必要である。(3施設)
- ・ 幼稚園への入園を希望する保護者への支援として、預かり保育の更なる充実(親の就労シフトに応じた支援、預かり保育に係る保育料の支援)が必要である。(3施設)
- ・ 日本語が理解しにくい外国人保護者のための支援、情報提供が必要である。(2施設)
- ・ 生活保護世帯だけでなく、急激な収入減などで経済的に困難な家庭に対しても、事業の拡大ができればよい。
- ・ 幼稚園では、保育料は応能負担になっているが、教材費等に対する支援制度がない。そのため、幼稚園にも就学援助のような制度が必要である。
- ・ 幼稚園へのスクールカウンセラーの訪問(月に何度か)。
- ・ 子育て相談に関する専門ダイヤルの設置が必要である。
- ・ 医療費に関する施策の充実が必要である。
- ・ 乳児健診の際、発育状況をしっかり把握し、必要に応じて支援機関についての情報を積極的に提供していくことが必要である。

(3) 小学校

訪問施設数：13施設

調査票回答数：166施設／166施設（市立）

<保護者が抱える課題>

- ・ 子どもに対して基本的な生活習慣づけ（食事，トイレ，対人関係，言葉づかい等）ができていない。また，様々な課題・困難を抱えている中で，家庭での学習環境が整えられていない。（79施設）
- ・ ひとり親家庭や生活保護受給世帯，保護者が職に就いていない等のケースにおいて課題を抱えていることが多い。（57施設）
- ・ 病気を患っている等の身体的な健康状態が良くないことや，精神疾患，精神的に不安を抱えている状況がある。（49施設）
- ・ 宿題や必要な提出物が出されない。プリントを読んでおらず，提出物を知らないケースもある。また，給食費や教材費が滞納の状態にある。（49施設）
- ・ 仕事が多忙，生活に精一杯で子どもと関わっていない。（46施設）
- ・ 菓子パンだけ等の偏った食事をしていて栄養バランスが良くない，朝食を食べていない（用意されていない）など，子どもの食事に関して課題がある。（36施設）
- ・ 保護者が夜に家にいない（夜間勤務，帰宅時間が遅い等）ため，子どもの登校時間に朝食を用意できない，子どもが朝起きられないなど，生活のリズムが乱れている。（34施設）
- ・ 地域や他の保護者同士との関わりがなく，孤立状態にある。保護者会や行事もほとんど欠席している。相談相手がいない場合もある。（31施設）
- ・ 生活環境（不規則な生活，家庭の都合等）が要因で，子どもが学校を欠席・遅刻することが多い。家に引きこもっているケースもある。（29施設）
- ・ 保護者が夜に家にいない家庭（夜間勤務，帰宅時間が遅い等）において，課題を抱えていることが多い。（26施設）
- ・ 子どもに毎日同じ服を着せていたり，何日もお風呂に入れていないことがある。（25施設）
- ・ 子どもより保護者の都合を優先しているケースなど，時間的・物理的に子どもと関わる時間がないというわけではなく，お金や時間はあるのに子どもとの関わりがないケースがある。（25施設）
- ・ 家の中が片付いておらず，ごみがあふれているケースもある。（24施設）
- ・ 子どもへの虐待，DVの状況にある。（23施設）
- ・ 必要な学習用品が揃えられていない。（21施設）
- ・ 保護者自身が困難な環境で育ち，自分の経験を基に子どもと接してしまう結果，うまく子どもと関わるできない事例が見受けられる。（17施設）
- ・ 必ずしも経済的に貧困な場合のみが課題を抱えているとは限らず，仕事が多忙，生活に精一杯等の理由により，子どもと十分な関わりが持てていないケースも多くある。（14施設）
- ・ 夜間に子どものみで留守番をしたり，夜中に子どもだけで出掛けたりしている。（7施設）
- ・ 子どもの生活面も含めて学校のサポートに必要以上に頼ってしまう傾向がある。（5施設）
- ・ 面談の当日キャンセルが多く，日程調整をしてから家庭訪問をしても留守にされているなど，学校側と話をすることを拒む傾向がある。（4施設）
- ・ 子どもの生活や教育とは関係のないところにお金をかける傾向がある。（4施設）
- ・ 長期間生活保護を受けているなど，特に，金銭面で支援されることに慣れが生じて自立心がなくなっている（子どもにも影響あり）。（4施設）

<子ども等が抱える課題>

- ・ 様々な課題・困難を抱えている中で、家庭での学習環境が十分に整っておらず、結果的に、子どもの学習習慣がつかないことから、学力低下につながっている。(74施設)
- ・ 基本的な生活習慣(食, 就寝, 衛生面等)が確立しておらず、不規則な生活リズムが要因で、日常生活や学習面で支障が出ている。(70施設)
- ・ 菓子パンだけ等の偏った食事をしていて栄養バランスが悪く、質・量ともに不十分な状態となっている。特に朝食を食べていない(用意されていない)ことが多い。(59施設)
- ・ 生活リズムが乱れている(夜更かしして朝起きられない, 保護者が夜間勤務で寝られない, 登校時に家に1人等)こと等が要因で、遅刻・欠席が多い。(47施設)
- ・ 家庭において、基本的な生活習慣づけ(食事, トイレ, 歯みがき, 顔や体を洗う等)を受けておらず、日常生活のスキルが身につけていない場合がある。(40施設)
- ・ 就寝時間が遅い等の理由により、寝不足なことが多い。そのため、授業中に寝てしまったり集中できていないことがある。(38施設)
- ・ 毎日同じ服を着ていたり、何日もお風呂に入っていないことがある。(38施設)
- ・ 自尊感情や自己肯定感が低い。また、活動意欲や向上心が低いことから継続的に何かに取り組むことができない。(34施設)
- ・ 宿題の未提出や忘れ物が多い。(19施設)
- ・ 必要な学習用品を持っていない。(16施設)
- ・ 健康状態が悪く、体調を崩しやすい。(16施設)
- ・ 人に関わるスキル(挨拶, 言葉づかい等)が定着しておらず、コミュニケーション不足から他の児童とトラブルに発展してしまうことがある。(16施設)
- ・ 情緒不安定で、攻撃的な言動が多いなど、精神面で不安がある。(13施設)
- ・ 登校を渋ったり、不登校気味になっている。(11施設)
- ・ 夜間に子どものみで留守番をしていたり、夜中に子どもだけで出掛けたりしている。(6施設)
- ・ 万引き等をしてしまうケースがある。(3施設)
- ・ 虐待を受けている。(3施設)

<保護者・子ども等に対して行っている支援>

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 保護者に対する声掛けにより、子どもの生活や学習の生活状況等についてコミュニケーションを図って状況把握に努め、必要に応じて生活習慣や学習に関する指導を実施している。また、話を聴くことによりストレス軽減を図り、保護者自身が孤立しないよう配慮している。(118施設)
- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(88施設)
- ・ 必要に応じて家庭訪問(電話連絡を含む)や個別面談を実施し、状況把握や生活指導を密に行っている。(67施設)
- ・ 就学援助や放課後まなび教室等の制度を紹介し、支援につないでいる。(28施設)
- ・ 担任のみではなく、他の教職員も情報共有し、学校全体体制で児童の支援に取り組んでおり、色々な教職員が関わることで安心感を持ってもらうようにしている。(14施設)
- ・ 保護者以外の親戚等とも連絡が取れるよう、関係づくりをしている。(5施設)
- ・ 必要に応じて行事に必要な物品を貸与している。(3施設)
- ・ 給食費や教材費の滞納がある場合、額が大きくなる前にきめ細かく声掛けし、支払いがしんどくならないよう配慮している。

- ・ 学校で全部行わず可能な限り保護者による実践等の自立を促している。

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 児童の様子を観察し、きめ細かく声掛けをすることで日常的に状況把握に努めている。(98施設)
- ・ 普段から分かりやすい授業を行えるよう心掛けている。また、放課後や長期休業中等の課外学習、補習、個別指導等(体験学習やチャレンジ会等も含む)を行うことで学力向上に努めている。(72施設)
- ・ 生活面(生活習慣、持ち物や服装等)について、自分で意識を持って行動できるよう、必要に応じて指導している。(63施設)
- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(31施設)
- ・ 必要に応じて家庭訪問や個別面談を実施し、状況把握や生活指導を密に行っている。(29施設)
- ・ 自己肯定感・自己有用感を持てるよう、学習活動の中で活躍し、認められる場を作ったり、努力の成果が表れるような取組を行ったりしており、できたことはしっかりと褒めている。(22施設)
- ・ 担任のみではなく、他の教職員も情報共有し、学校全体体制で児童の支援に取り組むことで、関わりを増やすようにしている。(20施設)
- ・ 必要に応じて、行事前にきめ細かく持ち物等の確認(特にお弁当)をする、行事に必要な物品を貸与する等の個別対応をしている。(17施設)
- ・ 放課後まなび教室等の支援につないでいる。(9施設)
- ・ 長期休業終了前に連絡することにより、長期休業明けに休みがちにならないよう配慮している。

<支援に当たっての課題>

- ・ 様々な家庭状況の中で、子どもが安心して生活、学習するためにどのような指導方法を採用するのが最善かの判断が難しい。(61施設)
- ・ 家庭内の問題にどこまで踏み込めるか、家庭が抱える問題が貧困によるものかもわからず、また、プライバシーの問題もあり判断が難しい。(59施設)
- ・ 保護者の生活面、学習面での意識が低く、いくら保護者に対して支援しても子どもに届かない。また、保護者自身の指導方針があったり、他者との関わりを拒否されることがあるため(そもそも学校の信頼度が低い場合もある)、指導の手が及ばないことがある。(50施設)
- ・ 保護者が多忙で連絡がつかないことが多く、また、仕事や生活優先のため、子どもとの関わりを持ってもらえない。(37施設)
- ・ 生活習慣は家庭での影響が大きいため、学校でいくら指導しても根本的な解決にならず、指導方法が難しい。(33施設)
- ・ 近年、ますます複雑になる家庭環境の中、支援していくに当たっての人員が足りない(学校、福祉事務所、児童相談所)。(16施設)
- ・ 関係機関とどのように連携していくのか、単なる情報交換にせず、的確な支援を行っていくのが難しい。また、それぞれの立場でできることが限られており、横の連携を図ることが難しく、意見が一致しない場合がある。行政機関がもう少し支援しやすい制度設計が必要である。(16施設)
- ・ 学校から経済的な問題に関する援助ができないため(学用品も揃えられない)、根本的に問題が解決しない。(14施設)
- ・ 家庭生活に関する情報収集の手段が少ない。(11施設)

- ・ 学校での必要経費を援助の範囲で押さえようとしているため、豊かな経験を積ませたくても、費用面で不可能なことがある。(2施設)
- ・ 子どもが勉強することを嫌がることもあり、学力が向上しない。(2施設)
- ・ 地域で孤立している親にとっては、地域の中に気軽に相談できるようなところが必要である。
- ・ 保護者の養育能力や生活支援等は、本来は学校が担うものではないが、学校以外に担える機関がない。

＜今後必要な支援、施策等＞

- ・ 保護者や児童への声掛け、家庭訪問等による信頼関係を構築し、常に見守っていくことが必要である。(64施設)
- ・ 関係機関や専門機関等との更なる連携が必要である。(64施設)
- ・ 子どもの学力向上に向けた支援(放課後、長期期間中を含む)を充実する必要がある。(47施設)
- ・ 子どもの家庭や学校での学習環境を整えるため、その前提となる生活支援(生活習慣改善、衣食住、現物支給を含む)が必要である。(47施設)
- ・ 今後の支援を充実させるため、また各家庭に対する個別対応・複数対応が可能となる人員増、研修の充実が必要である。また、ボランティアや退職教員等をもっと確保していくために謝礼・報酬を充実していくことが必要である。(35施設)
- ・ 家庭環境にかかわらず、子どもに直接届くような支援(自立生活に向けた生活体験や知識技能等の生活力向上のための支援、子どもに直接物が届く支援、居場所づくり)が必要である。(21施設)
- ・ 保護者や子どもの自己肯定感向上に向けた取組(体験による活動を増やし、意欲と自信を培っていける取組、学力向上による自信向上)が必要である。(20施設)
- ・ 担任以外の教員の連携による複数対応など、学校全体で支援に取り組んでいくことが必要である。(19施設)
- ・ 保護者の生活にゆとりが出るような支援施策(経済面、時間面)が必要である。(14施設)
- ・ 家庭にとって必要な支援事業の的確な情報提供が必要である。(14施設)
- ・ 長期休業中の子どもへの生活、居場所に関する支援が必要である。(4施設)
- ・ 子どもを孤立や虐待等から守る観点で、日常的(夜間を含む)に子どもが気軽に落ち着ける場所、避難できる場所が必要である。(4施設)
- ・ 直ちに生命の危険があるケース以外にも、一定権限のある行政機関からの指導がもっと必要である。(3施設)
- ・ 家庭に関する情報収集の方法を確立させる必要がある。(3施設)

(4) 中学校

訪問施設数：12施設

調査票回答数：73施設（無記名含む）／73施設（市立）

<保護者が抱える課題>

- ・ 食事や日用品（身の回り品）の整理整頓等，生活面等で子どもに十分関わっていないことがある。（75施設）
- ・ 家庭学習，しつけ，提出物等の学習面等で子どもに十分関わっていないことがある。（74施設）
- ・ 保護者の心と身体健康状態に不安があることが多い。（51施設）
- ・ ひとり親家庭で以下のようなケースがある。
不規則な生活や，生活に追われている。保護者が自分の生活を優先して子どもの養育が不十分なケース。子どもが食事や洗濯などの家事一切をせざるを得ない。母親が鬱等の精神疾患や精神が不安定な状態にある。子どもに暴力等の虐待をしてしまう。保護者自身の成育歴でいじめやDV等の被害を経験している。他者に心を開けず，コミュニケーション力も弱く，またトラブル等により，地域で孤立している。（29施設）
- ・ 教材費等が未納の一方で，スマホ・ゲームは買い与えたり，生活保護を受給しているが贅沢な旅行に行く，進学のため子ども自身が貯めた費用を親が勝手に使う，未納金の支払を促してもなかなか納入しないなど，保護者の金銭感覚がないと思われるケースがある。また，親が遊びに行くために幼いきょうだいの面倒を見させるため学校を休ませる，部活動を規制する，学校への提出物が管理できていない，ライフラインを止められ，スーパーのトイレから生活用水を確保するといった事例もある。（28施設）
- ・ ひとり親家庭で多子世帯の場合に，下の子が幼く，中学生の子どもに関わっていない，朝食や弁当を作ってもらえない，3食与えられない等，子どもの食事に課題を抱えるケースや，保護者の就労意欲が低く，生活も乱れており，社会人や親としての責任感の低さを感じるケースがあった。（18施設）
- ・ 親が朝早くから夜遅くまで働いていて家に不在のことが多い。仕事に出てそのまま帰らず，数日子どもと会わないこともある。（16施設）
- ・ 親自身が幼少の頃から「学校は行かなくてもいいもの」として育てている，親が高校を出ていないので高校進学しないことにも抵抗がないなど，学習面で支援できないことがある。（12施設）
- ・ 生活に追われ，子どもの身だしなみ，衛生面（風呂に入らない，汚れた衣服を着続けている，臭い等）で課題がある家庭等，子どもの学習や生活，健康状態の状況への関心が低いと思われるケースがある。（10施設）
- ・ 生活保護世帯で育ており，就労意識を失っている場合がある。（8施設）
- ・ 両親揃っているが，自営業で一生懸命働いているにもかかわらず収入が少なく，子どもと十分関わっていない場合がある。（8施設）
- ・ ひとり親家庭でダブルワーク，トリプルワークとなっており，ほとんど家に帰ってこない，家庭訪問でも親に会えず，個人懇談も夜の9時を過ぎてからになることや，遅くまで働き家庭で子どもと接触する時間が確保できていないため，家庭学習や配布物等を見る時間がない等の課題を抱えるケースがある。（6施設）
- ・ ごみやペットの糞がそのまま，ヘルパーが来ないと家にごみがあふれているケースがある。（5施設）
- ・ 学校からの連絡を受けず，夜などの子どもの行動に無関心であるなど，安全への意識が低い傾向がある。（4施設）
- ・ 親が，薬物やアルコール依存症を抱えているケースがある。（4施設）

- ・ ひとり親家庭でパートナーがいる場合においても、パートナーから子育てにおける援助を受けられないケースが多い。(3施設)
- ・ 子どもが夜遅くまで外にいることや、夜間子どものみで子どもが孤立しているケースがある。(3施設)
- ・ 保護者が外国人で、子どもと意思疎通できず、地域でも孤立しているケースがある。(2施設)
- ・ 経済的困窮により、学用品等が用意できず、部活動をさせてやれないケースがある。(2施設)
- ・ 親が喫煙している傍で乳幼児が寝かされていたり、制服にたばこのにおいが染みついているケースがある。
- ・ ひとり親家庭で生活保護を受けているケースにおいて、「子どもを高校に行かせるためには、アルバイトでしっかり稼いでもらう必要があるが、稼ぐと生活保護が打ち切られる」という保護者の発言があった。

<子ども等が抱える課題>

- ・ 家庭等での学習習慣がついていないため、学力に影響していることがある。(71施設)
- ・ 生活習慣、日常生活のスキルが身につけていないことがある。(70施設)
- ・ 保護者の不規則な生活や疾病等が子どもにも影響していることがある。また、食事を摂れていない(子どもだけでご飯を食べる、ご飯を食べさせてもらえない、作ってもらえずやむなく自炊、コンビニ弁当等が多い、ご飯代としてお金だけ渡される等)、衣服に汚れが目立つ、何日も風呂に入らない、子ども自身が「清潔にする」ことに無頓着等、基本的な生活習慣・生活規範が身につけていない場合がある。(67施設)
- ・ 自己肯定感が低い、向上心が乏しいことがある。(58施設)
- ・ 規範意識・責任感・他者への配慮が育っていない、自尊感情・自己有用感が乏しい場合があり、苦手なことや努力を要することをすぐにあきらめる、努力して達成するプロセスを知らない等、様々な体験に乏しい印象がある。また、周りに模範となる大人がおらず、学校以外で親以外の大人との関わりがないことから、コミュニケーションがうまく取れないことや、親が就労していない、生活保護を受給しているといった様子を見て、自分も将来働かなくてもよい、進学しなくても働く場所はあると考えている場合がある。(19施設)
- ・ 登校意欲が低く遅刻や不登校が多い(親の感覚もにぶい)ことや、孤立してしまい、友達とのつながりがほとんどない場合がある。(10施設)
- ・ 幼少期から母親との関わりが薄く、褒められた経験も少ないと感じることがある。また、保護者に関わってもらっていないため、親に自分の希望を言えないことがある。(6施設)
- ・ 経済的に厳しい生活から、将来への展望が見いだせないことがある。(3施設)
- ・ 自宅に保護者が帰らないことが多いため、きょうだいとその友人で共同生活をしているケースがある。そのため、病院にも行けないことがある。(3施設)
- ・ 家庭において、ネグレクトや厳しい叱責を受けるなどの虐待傾向がある。(3施設)
- ・ 大人や地域への不信感を抱えていることがある。(2施設)
- ・ 家でかまってもらえない生徒について、教員の独占欲が強い、暴言等により関心を引こうとする事例がある。
- ・ 親が子どもをほったらかしにしているため、子どもが「家にいたくない」環境となり、自室にこもりつきりになるといった事例がある。
- ・ 学校に登校せず、一日ゲームをしている。
- ・ 自転車がなく、友人との遊びに支障をきたすことがある。
- ・ ネグレクトにより不登校であったが、親の仕事が決まり、生活が安定するにつれ、登校できるようになってきた事例がある。

- ・ 進学時に入学料が払えず進路変更したが、進学先でも授業料が払えず退学となった事例がある。

<保護者・子ども等に対して行っている支援>

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(44施設)
- ・ 気になる家庭について、学年の他教員等との連携しながら繰り返し家庭訪問を行っている。(30施設)
- ・ 保護者の思いや家庭背景を理解するために、話を傾聴するよう努力している。(10施設)
- ・ 就学援助制度などを紹介している。(8施設)
- ・ 保護者負担軽減のための学校に必要な物品のリサイクル、預り金の額を押える工夫をしている。(3施設)
- ・ 保護者に対する声掛けや子どもの生活や学習等の状況把握、生活習慣や学習に関する指導を行っている。また、保護者のストレス軽減と孤立を防ぐために配慮している。(3施設)
- ・ 学校の役割である学力保障のための取組を行っている。
- ・ PTAと連携して取り組んでおり、自校卒業生の元PTA会長が、幼い子を持つ親を集めて、子育て相談等を行う組織を、自主的に立ち上げていただいている。

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(42施設)
- ・ 「ふりかえりスタディ」「土曜学習」「未来スタディサポート教室」など支援事業を活用し、放課後、長期休業期間中の課外学習等による学力向上に向けた取組を行っている。(26施設)
- ・ 子どもに焦点を当て、教育相談をはじめ、個別面談、学年教員等のきめ細かい声掛けや会話により、コミュニケーション力の向上を図りつつ、子どもの話にまじめに対応し、信頼関係の構築や日常的な状況把握につなげている。(18施設)
- ・ 担任教員を中心に繰り返し家庭訪問を実施(長期休業期間中も)している。(17施設)
- ・ 挑戦したり頑張ることを評価する等、自己存在感の育成につながる取組、社会に出る素晴らしさを伝え、キャリア形成につながる取組を行っている。(13施設)
- ・ 授業の中で、できるだけ声を掛け、学習ができているか確認している。(10施設)
- ・ 生活面(生活習慣、持ち物や服装等)について指導している。(8施設)
- ・ 部活動に参加させることで充実感を持ってもらうようにしている。(4施設)
- ・ 体操服や体育館シューズについて、PTAと連携し、リサイクル品の貸出を実施している。
- ・ 部活動時の食事や練習着の支援に取り組んでいる。

<支援に当たっての課題>

- ・ 保護者との連絡が取れない場合の連絡手段の確保が難しい。(11施設)
- ・ 学校からの保護者啓発や支援に限界があり、経済的支援など学校では対応し切れない。(8施設)
- ・ 福祉事務所等関係機関との連携強化が必要である。精神疾患を抱える保護者への対応等が難しく、子どもに危機が迫っていると思われる場合においても、保護者同意がないと、子どもを施設に入れるなど生活改善の手立てが取れないことがある。(4施設)
- ・ 教員の勤務時間外での支援に頼らざるを得ない状況である。(4施設)
- ・ 単純な支援金額の引上げではなく、自立につながる支援の在り方や、就学援助費等の本来の目的に沿った適切な使用が課題である(本来の学用品費に使用されることなく生活費に充てられて

いるケース等がある)。(3施設)

- ・ 学習場所の確保が課題である(教育委員会の「ふりかえり集中学習」や「みらいスタディサポート教室」等の人員配置の拡大, 図書館等の開放等家庭に十分な学習スペースが無い場合の地域単位での学習場所)。(2施設)
- ・ 子ども支援センター, 児童館, 警察等との連携が課題である。(2施設)
- ・ 子ども自身に, 自分が置かれている状況が大変厳しいことを受容させることが困難で, また, 子どもから困りの情報が得にくい。(2施設)
- ・ 行政機関の横の連携が不十分で, 学校としてどこに相談するのが適切か, 対応に苦慮する。
- ・ 部活動を通じた支援をしたいと思っても, 家庭の経済力の問題で必要な道具が揃わない。
- ・ 学校だけでなく, 行政との協力・連携を密にする必要があるが, 一方で, 守秘義務との関係が難しい場合がある。

<今後必要な支援, 施策等>

- ・ 地域で孤立傾向にある中で, 児童相談所以外の行政機関とも連携できる体制が必要である。(12施設)
- ・ 毎日の学習についてのきめ細かな指導, 放課後の個別学習の充実, 学校で補習学習を実施する場合の人的支援, 課外学習の充実が必要である。(9施設)
- ・ 多角的な観点での貧困家庭の実態把握と, 学校・関係機関・民間団体が連携する仕組みが必要である。(8施設)
- ・ 奨学金や就学援助制度の充実が必要である。(8施設)
- ・ 子どもの実態把握や困り, 課題の早期発見, 情報収集に関する支援が必要である。(5施設)
- ・ 子育ての中身「心の貧困」への対応, 夢や希望を抱かせることのできる支援が必要である。(4施設)
- ・ スクールソーシャルワーカーの増員・常駐化(中学校ブロックに1名), スクールソーシャルワーカーを通じた学校・福祉・医療関係者の連携と支援に取り組むことが必要である。経済的支援だけでなく, 医療的視点やメンタルも踏まえた総合的な支援が必要である。(4施設)
- ・ 確かな学力を身につけさせること, 自己有用感を得られるような経験をさせる取組, スモールステップでできることを増やすよう取り組んでいく必要がある。(4施設)
- ・ 学力低下が貧困に起因するかどうかの判断は難しいが, 学習支援が大きな課題であり, 関係機関と連携した家庭学習支援, 学校外での学習支援施策の充実が必要である(学習会の場の提供, 学習ボランティアの組織化等)。(3施設)
- ・ 定期的な家庭訪問や保護者との情報交換など保護者との連携が必要である。(3施設)
- ・ 児童相談所の権限の拡大や対応の迅速化が必要である。(3施設)
- ・ 「貧困問題・家庭」への現状認識を深め, どうサポートすべきか研修を実施することが必要である。(2施設)
- ・ 親とのつながりを絶たない, 地域での取組が必要である。(2施設)
- ・ 該当家庭の情報を共有する場(地域や保護者も一緒に), 子どもの支援に必要な情報の共有化が必要である。(2施設)
- ・ 愛着障害のある子どもに対する学校現場としてできることの検討と対応が必要である。
- ・ よりよい生活を築けるようにするための経済的な支援等の在り方を考えていく必要がある。
- ・ 厳しい現実と直面する子どもに, 自身が自分の力で幸せになる力をつける公教育としての取組が必要である。
- ・ 人員や施設の充実(生活支援のためのシャワー室, 個別対応のための個室等)が必要である。
- ・ 10年, 20年先, 多くの人が今はない職業に就いていると言われる中, 就労の問題を抜きに

して解決策は生まれない。早い段階からの就労施策（職業あっせん等）が必要である。

- ・ 子どもに必要な生活習慣等を身につけるため、早い段階での支援が必要である。
- ・ 気軽に安価で利用できるスポーツ施設が必要である。
- ・ 福祉事務所に学校専任のケースワーカーを配置してはどうか。
- ・ 早い段階で、保護者が先を見通した子育ての仕方について学べる機会を作るなど、孤立しないような支援策が必要である（中学生になってからでは遅い）。
- ・ 通級指導教室担当教員の増員が必要である。
- ・ 保護者への就労機会の提供が必要である。
- ・ 教育現場として保護者と子育ての相談に寄り添うことが必要である。
- ・ 児童相談所を中心に、行政間で横の連携を取り、分かりやすい相談窓口を設定していくことが必要である。
- ・ 「安心して眠れて、成長に必要な栄養素がとれる」という、最も基本的なことを確実に保障できる社会の制度が必要である。
- ・ 子どもと直接連携のとれるケースワーカーの配置と、就学援助費の管理等も含む福祉の権限拡大が必要である。
- ・ 保護者が、生活で困っていることをヒアリング、相談できる場所が必要である。
- ・ 保護者に対してきちっと話ができて、保護者を導いてサポートしていけるような教員体制をとれる人的配置が必要である。
- ・ 「あきらめ」や「妥協」から「夢」や「希望」を抱かせ歩いていくことができるための支援が必要である。
- ・ 生活体験の拡充や学習支援を目的とした地域における子どもの居場所づくりが必要である（地域子ども会、スポーツ少年団、多文化共生施設等）。
- ・ 福祉事務所による、貧困かどうかの見極めの厳格な対応が必要である。
- ・ 子どもの訴えを聞く機関の確保が必要である。
- ・ 保護者に対する自立支援・就労支援の充実が必要である。
- ・ 困りを抱えた人が気軽に相談できるワンストップ窓口の創設が必要である。
- ・ 乳幼児の時期からの支援が必要である。
- ・ 保護者にとって相談しやすい施設や関係機関の連携体制構築が必要である。

(5) 高等学校

訪問施設数：2施設

調査票回答数：51施設（無記名含む）／69施設（府立，市立，私立）

<保護者が抱える課題>

- ・ 家庭学習，しつけ，提出物等の学習面等で子どもに十分関わっていないことがある。（28施設）
- ・ 食事や日用品（身の回り品）の整理整頓等，生活面等で子どもに十分関わっていないことがある。（23施設）
- ・ 保護者の心と身体健康状態に不安があることが多い。（19施設）
- ・ 仕事が多忙，子育てや介護への疲労等の様々な理由で，家庭訪問等学校から連絡しても，学校とも会ってもらえない，必要な書類が提出されないことがあり，子どもの学習状況や進路に関わる余裕がない状態にある。（7施設）
- ・ 親自身も精神疾患や発達特性等のため，愛情表現がうまくいかず，虐待に発展してしまうケースがあった。そういったケースの場合，保護者の就労も難しい。（4施設）
- ・ ひとり親家庭で，生活保護を受けているが，お金が無くなると，生活費も十分でなく，家庭生活（料理・洗濯・掃除等）を維持することも困難となることや，また，子どもにお金を借りに行かせる，子どものアルバイト代を当てにするというケースがあった。（3施設）
- ・ 深夜勤務や長時間労働などにより，食事をコンビニの食品等で済ませていることが多い。（3施設）
- ・ 育児放棄状態で，育児や家事をきょうだい（子ども同士）に任せているため，子どもが学業に取り組む余裕がないケースがある。（3施設）
- ・ 生活習慣が乱れ，掃除や片づけができていないことがある。（2施設）
- ・ 生活面，経済面で子どもに十分関わっていない親は，自らのことに精一杯で，子どもにとって十分な学習環境を築けていないことが多い。
- ・ 保護者自身の心と身体健康状態の不安定さや成育歴は，子どもと十分に関わっていない原因の一つとなっている。また，健康状態の不安定さから子どもと十分な関わりができず，そのことで更に健康状態が悪くなる悪循環に陥ることもある。
- ・ 保護者が，日本語を十分理解できないため，生活の様々な面で，不安なことが多い。
- ・ 銀行口座の開設ができず諸費等の納入が年末現金で一括になる，電話料金未納等により電話がつかまらない，水道の修理ができず公園のトイレを使用，風呂は3日に1回程度等，経済的に課題を抱えているケースがある。
- ・ 健康診断で要治療であったが，受診料等の問題で放置し，治療しないケースがある（特に歯の治療など）。
- ・ 保護者が外国にルーツのある場合に，コミュニケーションに不自由（書類が理解できない等を含む）を抱えていることがある。
- ・ ひとり親家庭で生活保護を受けており，地域で孤立し，生活面でもかなりルーズな状況で，改善する意思が弱く，学校，教員（担任）への依存傾向があるケースがあった。
- ・ 保護者が精神疾患で，学校との関わりを持ちにくい状況にあり，また，家族それぞれにも課題があり，事実上祖父母が養育しているケースがある。
- ・ 親の離婚，病気，リストラ，介護，虐待，犯罪など，親の問題に起因する場合も多く，保護者本人も混乱した状態のまま，次々と雪だるま式に困難が重なって来ることが多く見られる。
- ・ 保護者の過干渉が，子どものストレスになっているケースがある。
- ・ 保護者の病気，精神疾患，深夜に及ぶ勤務等により，書類の見落としや紛失，授業料の未納等があり，また，補助制度の概要等を説明しても理解してもらえないことがある。

<子ども等が抱える課題>

- ・ 学習習慣がついておらず、学力が低い傾向がある。(25施設)
- ・ 生活習慣、日常生活のスキルが身につけていないことがある。(22施設)
- ・ 自己肯定感が低い、向上心が乏しい傾向がある。(17施設)
- ・ 朝食を食べていない、昼食時に費用削減のため食堂利用が少ない、唯一の食事が学校での給食、コンビニ弁当やスナック菓子で空腹を満たす、教員が食事を渡す等、食事に課題があるケースが多い。そのため、栄養状態に問題があり、学習や課外活動に体力、精神両面で支障を生じることがある。(6施設)
- ・ 幼いうちから、親の愛情を十分に受けていないこと等から、自己肯定感が低く、成功体験が少ない場合がある。また、「大人を信用できない」「攻撃的な態度を取る」「相手によって対応が変わる」などの態度や、精神的に不安定になり「リストカットを繰り返す」などの行動を取ることがある。(6施設)
- ・ 忘れ物(筆記用具等)が多いことや、基本的な生活習慣がとれずに遅刻や欠席が多い、提出物の期限が全く守れない、進学などについて、願書や書類の準備が自分だけではできないことがある。また、学習習慣がほとんどないことや、勉強が苦手だから勉強をしない、語彙が少ない、自分の気持ちを相手に伝えることが苦手等のケースがある。(5施設)
- ・ 大学進学時の奨学金の申込みが非常に多く、将来の借金を負った状態で仕事を始めることになる場合がある。
- ・ 家族が生活保護で生活しているため、就労の意欲がなく、将来について展望が持てない事例がある。進学しても中退したり、就職しても離職したり、卒業後に挫折する例も少なくない。
- ・ いつも同じ服を着ており、体操服(パンツ)とシューズが用意できない。就職活動をするのに適切な服が準備できない、季節にそぐわない服装(防寒具等)をしていることもある。
- ・ 生活時間が不規則で、深夜まで帰宅しない、友人宅を泊まり歩いている等のケースがある。
- ・ アルバイトを掛け持ちし、ほぼ休日なしの生活を送っている場合がある。
- ・ 経済的な理由で、学校行事への参加、部活動への参加、進学をあきらめざるを得ない生徒がいる。
- ・ 親から子どもへの指導がされていないケースがある。
- ・ 家庭環境や親の影響が大きいが、そのような中で自分の置かれた状況を把握して、しっかりと頑張っている生徒も多い。
- ・ 不登校で、教室に入れない、人と会話ができないといった心身不安定の状態で、精神科の一定の診断が出ているが、本格的に医療機関に頼って治療する気がない事例がある。
- ・ 保護者が昼間、長時間家庭にいないため、生徒の生活状況把握、保護に限界が生じている場合がある。
- ・ 人との関わり方が苦手で、人と違ったことを言われると、拒否反応を示すことがある。また、直接的な対人関係より、情報機器を通じたネット環境でのコミュニケーションに重きを置く、学校の生徒より、外部の人とのコミュニケーションが多いといったケースもある。
- ・ 子どもが家事などの一切を請け負うことで、子ども自身が精神的に追い込まれているケースがある。

<保護者・子ども等に対して行っている支援>

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 経済的な理由で就学が困難にならないよう、様々な機会に、各支援制度の説明を丁寧に行う。また、経済的に負担のかかる行事についての早期連絡等、家庭との連絡強化や、個別の事象に応じて、市町村の福祉部局や児童相談所等、関係機関と連携して取り組んでいる。(7施設)

- ・ 生活保護からの脱却や子どもの将来への支援を中心に、親の考え方や行動の重要性を説得している。(5施設)
- ・ 経済上の理由で就学が困難になった場合、授業料に関して独自の減免措置を適用している。また、保護者に応じた分割納金も認めている。(5施設)
- ・ 保護者に対しては、担任、学年主任、養護教諭が窓口として粘り強く丁寧に対応している(家庭の生活リズムに合わせて夜遅くも対応)。外部の関係機関に関わる場合は、管理職が対応している。(4施設)
- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(4施設)
- ・ 児童相談所や福祉事務所のソーシャルワーカーと常に連携を取りながら、本人と母親に働き掛けを行った事例がある。教育扶助費(生活保護費の一部)を生徒本人が受け取り、学校が預かる等も対応し、様々な方の尽力で、最終的に生徒は、進学することができた。
- ・ 京都府府民生活部青少年課のユースアシストを活用している。
- ・ 高等学校等就学支援金制度を活用している。
- ・ 家庭訪問の実施による家庭状況や家庭環境の把握に取り組んでいる。
- ・ 出身中学校と連携している。

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 担任・養護教諭(保健室)だけでなく、スクールカウンセラーとの面談やスクールソーシャルワーカーなどの協力、教科担任や部活顧問なども含め子どもに寄り添い、家庭状況の把握に努め、話を聞いている。(11施設)
- ・ 虐待(食事等を与えられていない等も)からの見守り等において、児童相談所と連絡を取り合っている。また、状況によっては、行政機関や警察等も含めて必要な機関と相談しながら進めている。(7施設)
- ・ 負のスパイラルからの脱却を目指して、基本的な生活習慣の確立に向けた指導の継続、生徒自身の価値観や考え方や行動について話や指導をしている。(5施設)
- ・ 家庭の状況、経済的な状況等で修学できなかつたり、進路実現が困難になつたりしないよう、基礎学力の定着・進路の保障に向け、担任を中心にしながら、組織的に取り組んでいる。(5施設)
- ・ 各種奨学金(給付型)の紹介・周知やアルバイト先を紹介し、面接にも同行している。(4施設)
- ・ 部活動の部費を免除したケースもある。

<支援に当たっての課題>

- ・ 高校生といえども、親の支援なしに生徒の状況がよくなるということは考えられないため、親にも寄り添って支援していく姿勢が必要だが、家庭内の事情を聴き出すことがなかなか難しい。拒否する家庭さえある。(2施設)
- ・ 必要に応じて関係機関とは連携をとっているが、日常的につながりが深い相手とそうでない相手があるせいか、行政区・市区町村によって、公的機関の対応がまちまちだったりする。
- ・ まだ周知されていない支援・助成制度等について、いつでも気軽に相談できる必要がある。
- ・ 出身中学校との連携が密にできている学校と、そうでない学校がある。
- ・ 小・中学校段階での支援状況の高等学校との情報交換や、これまで家庭がどういった支援を受けてきたか、生徒自身に意識を持たせることが課題である。
- ・ 思春期の時期に、幼いうちから自然と身についているべきことを学習していくことの困難さがある。
- ・ 助成制度が複雑で、特に生活保護との関係が分かりにくい。また、時には学校が面倒を見なければならない状況もある。

- ・ 貧困に起因するかどうかの判断が難しい。貧困問題は、単独ではなく、個人が抱える課題が複合的に関連しており、支援も各機関との連携が必要であるが情報共有ができないケースがある。
- ・ 保護者に対する経済面の支援について、学校が中心的な支援の発信元となるのは難しい。
- ・ 「貧困」といわれる状況と保護者の意識のずれがある（経済的に恵まれていなくても、子どもには親として最大限のことをしているという強い思いを持つ親は少なくない。また、逆に、経済的に問題はなくても、子どもとの関係が希薄な家庭も少なくない。）。
- ・ 一時保護の必要性があると感じても、保護者の同意が得られなければならないことがあり、児童相談所でスピーディな対応ができないケースがある。母子関係のねじれといった家庭の複雑な状況まで配慮する必要がある。
- ・ 企業倒産や事故等による家計急変で、学校を変わるという結論に至ることもある。奨学金制度も、日本は返済型が中心であり、就職後も返済の義務が伴うことにより、支援が進まないという一面もある。
- ・ 貧困家庭は、保護者に余裕がなく、子どもが放任の状況にあることが多い。各種教育関係機関の協力により、包括的なサポートが必要である。
- ・ 義務教育までは手厚く支援がなされるが、高校や高校卒業後の支援は段々薄くなる。生徒の進路保障のためにも現行の民法の規定である20歳までは、何らかの金銭的な支援が必要で、特に、施設から通学している生徒については、金銭的な支援だけでなく、生活支援そのものが必要である。

＜今後必要な支援、施策等＞

- ・ 生徒自身に社会で生きていくための力（負の連鎖を防ぐためにも）、自立できる力を獲得させるとともに、困ったときに頼ることができる社会的なシステムなどについても知らせることが大切である。また、教育の機会均等が保障されるような国レベルの支援を考えるべきである。（4施設）
- ・ 義務教育段階での支援を高校でも続けていけるというシステムが必要である。また、福祉の専門家（スクールソーシャルワーカー等）の専門的な情報が常に得られるようにしていくことが必要だと思う。（3施設）
- ・ 子どもに、基本的な生活習慣の定着に加えて、小・中学校段階において、学校以外での基礎学力定着に向けた取組が望まれる。（3施設）
- ・ 保護者の収入が安定していることが、生徒の学習に向かう姿勢を保つのに最低限必要であり、親の正規雇用の実現、経済的自立が望まれる。（2施設）
- ・ 学年を中心に保健室や支援室と連絡を取り合いながら、子どもの変化に気づくこと、教職員の意識を高める取組、教員が最後まで、生徒を信用して、粘り強く関わる大切である。（2施設）
- ・ カウンセラーの拡大、スクールソーシャルワーカーの配置が必要である。（2施設）
- ・ 中学校や他の関係機関との連携。幼・小・中・高それぞれが発達段階に応じた係わり方を心がける必要がある。（2施設）
- ・ 親から自立していけるだけの衣食住の保障が必要である。
- ・ 児童相談所の対象を、年齢（満18歳）ではなく、高校卒業までとしてもらいたい。
- ・ 親の貧困に関係なく、子どもの可能性を伸ばせる手立てを制度として創設してもらいたい。
- ・ 学校・地域・行政の連携が不可欠である。その中で、親の役割をしっかりと再認識してもらい、教員への信頼を持ってもらうことが大切で、子どものありのままを受け入れることが親の愛情なのだということを理解してもらうために、親の社会教育が必要である。
- ・ 児童相談所の職員の増員等、人的支援策が必要である。
- ・ 保護者が子どもの教育で困っていることがないか、学校や行政機関等が保護者に聞いてあげる

機会を増やす必要がある。

- ・ 事業所による子育て支援のより一層の拡充につながる施策が必要である。
- ・ やがて保護者となる両性の、特に男性の家事、育児に対する理解と支援を促す教育施策が必要である。
- ・ あんしん修学支援制度の拡充が必要である。
- ・ 義務教育課程の就学環境が不十分であった子どもに対して、地域内におけるフォローアップ教育等が必要ではないかと思う（夜間学校等）。
- ・ 完全にフリーで動けるサポート教員の配置が必要である。
- ・ 保護者の方にとって、子どもの学習や生活に支障が出ることのないように、相談しやすい環境づくりは大切である。高校生には色々な就学支援制度があることを知っていただくことも必要だと思う。
- ・ 子どもがお金のことで不安なく学業に励むことができる環境を整えることは、国として当然のことと考えている。
- ・ 国や市で就学・進学を支援する援護制度は、該当者であれば当然の権利であるということを知ってもらう必要がある。
- ・ 家庭の経済状況を情報として共有していい場合、そうでない場合があり、親の意向に合わせて子どもを指導していく配慮が必要である。
- ・ 貧困を原因とする虐待（身体的、精神的、性的虐待及び育児放棄）等や保護者の状況について、子どもがSOSを出しやすくするための方策の充実が必要である。
- ・ 学校のみならず、あらゆるツールを用いて、支援についての情報を子どもに知らせる必要がある。
- ・ 各種奨学金や援助を、保護者を介せず、学校教育へ直接活用できる方法を検討する必要がある。
- ・ 支援等の案内資料の改善が必要である。
- ・ 支援金と奨学金の違いなど、丁寧な説明が必要である。
- ・ 奨学金の額の充実が必要である。
- ・ 心のサポート体制の充実が必要である。

(6) 総合支援学校

訪問施設数：3施設

調査票回答数：8施設（無記名含む）／8施設（市立）

<保護者が抱える課題>

- ・ 保護者が知的障害、身体障害や心身の疾患を抱えていたり、精神疾患までいかなくとも精神的に不安定な状況にある。（6施設）
- ・ 保護者が健康面や精神面で不安を抱えており、生活習慣が乱れていることから、朝に子どもを学校に送り出せないため、子どもが不登校になったり、バランスのとれた食事を用意できず、子どもの健康状態が悪化したりする場合がある。（5施設）
- ・ 保護者自身の成育歴に課題があり、自分の経験を基に子どもに接しているため、結果として、子どもに十分に関わっていない事例がある。（4施設）
- ・ 経済的困窮により、子どもに十分な食事、バランスのとれた食事を与えず、給食のない長期休業明けに体重が減ってしまっていたり、逆に肥満になってしまったりする。（4施設）
- ・ 保護者が、夜間食事の用意をせず子どもだけを置いて出かけてしまったり、子どもにほかのきょうだいの世話をさせたりするケースがある。（2施設）
- ・ ひとり親家庭や生活保護受給世帯、保護者が職に就いていない等のケースにおいて課題を抱えていることが多い。
- ・ 保護者の金銭管理が不十分で無計画にお金を使ってしまった結果、子どもの食事を用意ができなかったり、教材費等の滞納が続いたりする場合がある。

<子ども等が抱える課題>

- ・ 家庭において、基本的な生活習慣（食事、トイレ、歯みがき、顔や体を洗う等）が乱れていて、子どもに日常生活のスキルが身につけていない場合がある。（6施設）
- ・ 食事が十分に与えられていないため、給食や学校行事の際に必要な以上に食べてしまう子どもがいる。また、栄養不足による発育不良や、偏った食事による肥満等の健康状態の課題も多い。（5施設）
- ・ 子どもが、自分の夢ややりたいことがあっても、家庭の経済的困窮を背景に、保護者に止められたり、自ら諦めてしまうことを繰り返した結果、「どうせ自分はダメだから」と投げやりになったり、自己肯定感が下がってしまう。（3施設）
- ・ 家庭の都合（家族の介護、きょうだいの世話等）で、不登校状態になっているケースがある。（2施設）
- ・ 着ている服が汚れていたり、ボタンが取れていたりする。
- ・ 子どもが保護者の都合で振り回されたり、怒られたりするうちに、自己肯定感を持てなくなり、大人の気を引くために過剰にアピールしたり、逆に褒められても素直に受け取れず反発してしまう等、精神的に不安定になる。

<保護者・子ども等に対して行っている支援>

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 学校における集団生活の中で、個々に応じた役割を与えたり、見通しを持って行える課題や活動を与えることで、自己肯定感を持ちやすいようにする等、学習内容を工夫している。（4施設）
- ・ 卒業後の生活を見据え、障害者生活支援センターや就業・生活支援センター等の就労に関わる機関と連携し、必要に応じてケース会議を実施する。（3施設）
- ・ 保護者の思いや考え、困っていることに寄り添いながら丁寧に聞き取って情報収集し、具体的

なアドバイスや指導を行う。また、福祉事務所や障害者生活支援センター等の支援機関を紹介し、必要に応じて保護者が相談に行く際に同席する。

- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 学校において、担任を中心とする教員が注意深く観察し、小さな変化でも気づいたら学校内で情報共有し、必要に応じて家庭訪問やケース会議を実施する。(3施設)
- ・ 在校時から、卒業後に家庭から離れて自立できる力をつけるための指導を行う。(2施設)
- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。
- ・ 子どもの思いや考えを聞き、言葉にならない思いに寄り添って共に確認しながら言語化している。
- ・ 不登校の子どもの場合、家庭訪問を行って様子を観察したり、登校したときに以前と変化がないかどうか等を確認する。
- ・ 子どもが困ったときの相談窓口を紹介しておく。

<支援に当たっての課題>

- ・ 情報収集に努めてはいるが、保護者の経済状況や精神的な状況、家族関係について、具体的に把握することは非常に難しい。(3施設)
- ・ 総合支援学校には自分の思いや状況を言葉で表現できない児童生徒も多いため、日頃から教員が、いつもと違ったところはないか、身体に変わったことはないか、表情に変わったところはないか等の注意深い観察を複数の目で行い、更には言葉にならない思いを引き出すことが必要である。(2施設)
- ・ 在学中は、一定学校において児童生徒の状況を把握し、関係機関との連携の中でフォローができるが、卒業後の情報把握やフォローは学校ではしにくくなる。(2施設)
- ・ 関係機関等において、就学後の児童生徒については、対応する緊急性が低いとみなされていると感ずることがある。

<今後必要な支援、施策等>

- ・ 障害のある子どもが、将来貧困に陥ることがないように、地域で生活し、地域で働くための生活支援・就労支援策の充実が必要である。また、学校卒業後や親亡き後の障害のある人を支える仕組みとして、地域における障害のある方の居場所を増やす必要がある。(2施設)
- ・ 入学時の京都府高校生等修学支援事業の適用条件の緩和が必要である。
- ・ 卒業後、自分で金銭管理できるように、就労・生活の相談ができる機関を本人が知っておく必要がある。また、子どもが自立することができるよう、グループホーム等の自立支援施設を勧めることも必要である。
- ・ 登校できていない児童生徒への働きかけに関して、福祉・医療等の支援機関からの情報提供を受け、連携して支援を行うことが必要である。
- ・ 児童相談所のケースワーカーを増員し、対象児童生徒への手厚い見守りを行う必要がある。
- ・ 児童生徒が療育手帳等の障害者手帳を所持していない場合、福祉による支援策の枠から外れてしまい、卒業後、更に大人になったときに孤立する可能性があることから、そういった人たちを支える仕組みが必要である。
- ・ 生活保護を自ら辞退してしまうケースについて、従来も慎重に対応されていると思うが、子どもがいる家庭の場合は特に慎重に対応してほしい。
- ・ 様々な関係機関に相談している保護者について、より一層の関係機関との連携が必要である。

- ・ より一層の関係機関との連携，顔の見える関係づくりが必要である。
- ・ 金銭面の管理ができない保護者へ第三者が関わることのできる体制が必要である。

(7) 児童館

訪問施設数：7施設

調査票回答数：116施設（無記名含む）／124施設（訪問した施設を除く）

<保護者が抱える課題>

- ・ 子どものお弁当の量が少ない、菓子パンだけ等の偏った食事により栄養バランスが良くない等、子どもの食事に関して課題がある。(33施設)
- ・ ひとり親家庭や生活保護受給世帯、保護者が職に就いていない等のケースにおいて課題を抱えていることが多い。(27施設)
- ・ 仕事が多忙、生活に精一杯、自身の都合を優先する等の理由により、子どもと十分な関わりが持てておらず、子どもと向き合えていない。また、経済的に貧困かどうかにかかわらず、こういった状況にある家庭も多い。(24施設)
- ・ 子どもに対して基本的な生活習慣のしつけ（食事、トイレ、対人関係、言葉づかい等）ができていない。また、家庭での学習環境が整っておらず宿題等の確認もできていない。(21施設)
- ・ 病気を患っている等の身体的な健康状態が良くないことや、精神疾患、精神的に不安を抱えている状況がある。(20施設)
- ・ 保護者が朝起きられないため、子どもの遅刻が多い事例がある。(15施設)
- ・ 出欠表やその他提出物を出さない、利用料金が滞納の状態にある。(14施設)
- ・ 子どもに毎日同じ服を着せていたり、何日もお風呂に入らせていないことがある。(14施設)
- ・ 地域や他の保護者同士との関わりがなく、孤立状態にある。保護者会や行事もほとんど欠席している。相談相手がいない場合もある。(11施設)
- ・ 保護者自身が困難な環境で育ち、自分の経験を基に子どもと接してしまう結果、うまく子どもと関わるできない事例が見受けられる。(9施設)
- ・ 保護者の夜間勤務、帰宅時間が遅い等の理由で、夜間も含め、長時間子どものみで留守番をしている。(7施設)
- ・ 家の中が片付いておらず、ごみがあふれているケースもある。(6施設)
- ・ 仕事が忙しく、経済的に苦しい家庭でもしっかりと子どもと向き合っている家庭も多い一方で、経済的に豊かな家庭でも子どもと向き合えていない家庭も多い。(4施設)
- ・ お迎えに来ない（忙しい、忘れている等）場合がある。(2施設)

<子ども等が抱える課題>

- ・ 家庭において、基本的な生活習慣のしつけ（食事、トイレ、対人関係、言葉づかいなど）を受けておらず、日常生活のスキルが身につけていない場合がある。(33施設)
- ・ お弁当の量が明らかに足りていない、菓子パンだけ等の偏った食事をにより栄養バランスが良くない等、食事に関して課題がある。(28施設)
- ・ 家庭での学習環境が整っておらず、勉強が遅れがちになっている。また、宿題ができず、忘れ物も多い。(25施設)
- ・ 保護者との関わりが少ないケースがある。(24施設)
- ・ すぐにイライラする等の情緒不安定なケースや、攻撃的な言動が多い、自己肯定感が低い、極端に甘えてくる、かまってほしがると等、精神面で不安がある。(20施設)
- ・ 毎日同じ服を着ていたり、何日もお風呂に入っていないことがある。散髪を年1～2回程度しかしていないケースもある。(15施設)
- ・ 朝起きられないため、遅刻が多い。昼夜逆転の生活をしている。(14施設)
- ・ 不規則な生活や食事、睡眠不足等が原因で、体調が悪い、集中力がない、体力がない等、健康面で不安がある。(10施設)

- ・ 注意をしても聞き入れてくれず、同じことを繰り返してしまう。(9施設)
- ・ 孤立しており、友達があまりいない。(5施設)
- ・ 夜間に1人で外出、友人宅から帰らない、学校を無断で欠席する等、家への行き帰りがスムーズにできない。(5施設)
- ・ 保護者からの体罰等(自己肯定感を失わせる言動も含む)を受けているケースもあった。

<保護者・子ども等に対して行っている支援>

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 保護者に対して日常的に声を掛け、児童の様子や指導した内容等を伝えたり、家庭での様子を聴いたり等、コミュニケーションをとっている。また、会話の中で行事の情報や持ち物に関することを伝えている。(60施設)
- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(44施設)
- ・ 保護者との個別面談や家庭訪問等の個別対応を行っている。(11施設)
- ・ 個別の支援施策(ひとり親家庭支援施策、家事支援等)を紹介したり、児童館で実施する子育て支援事業等への参加を呼びかけたりしている。(11施設)
- ・ 保護者に声掛けし、個人ノートを活用しながら児童の様子を伝えるようにしている(4施設)
- ・ 職員間で連携し、情報共有して対応している。(2施設)

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(44施設)
- ・ 子どもに対して日常的に声を掛け、話を聴くことで、思いをはき出せる環境づくりに努めている。また、自己肯定感が低い子どもに対しては、積極的に褒めたり、時間をかけて話したりしている。(41施設)
- ・ 様々な場面を捉えて、児童への指導・注意(宿題をする習慣、食事・おやつの食べ方、集団での遊びのマナー等)を行っている。(25施設)
- ・ 状況に応じて個別対応を行っている。(18施設)
- ・ 職員間で連携し、情報共有して対応している。(5施設)
- ・ 必要と判断したときに送り迎えを行っている。(2施設)
- ・ 子ども食堂につないでいる。
- ・ 個々の課題、集団(学年等)の課題を明確にして、各課題克服のプログラムを組んで取り組んでいる。
- ・ 学校給食がない長期休業中等は、おやつのメニュー等、腹持ちの良いものを考慮している。

<支援に当たっての課題>

- ・ 子どもの生活面、学習面での課題について、保護者が理解していない、関心がないことが多く、意識改革が必要である。(17施設)
- ・ 家庭の事情にどこまで関わって指導をすればいいのか線引きが難しい。また、専門機関につないで適切な支援をしたいが、個人のプライバシーの問題もあり、判断が難しい。(14施設)
- ・ 保護者が就労や生活に精一杯で余裕がないため、子どもについての話をすることや支援が難しい。(11施設)
- ・ 関係機関との連携について、施設同士の関係や個人情報の取扱い等により、相互の情報共有が難しいことがある。また、どの機関が先頭に立って支援を行っていくのか判断が難しいことがあ

る。(7施設)

- ・ 保護者や子どもの支援について、現状の体制やシステム、処遇、人材でそこまで担うことが難しい。また、指導しても学校の先生と比べて反応が薄いことがあり、保護者にとって社会的認知度が低いと感ずることがある。(6施設)
- ・ 裕福に見える家庭でも子どもに構っていないケースもあり、学習習慣や生活習慣が身につけていない原因が経済的な貧困であるか判断がつきにくい。(5施設)
- ・ 保護者や子ども等が抱える問題は、それ自身が単独の課題ではなく、様々な要因がケースによって複雑に絡み合っており、関係機関へのつなぎや、状況に応じた適切できめ細かい支援、情報提供が難しく、良い制度があっても当事者まで届きにくいことがある。(3施設)
- ・ 保護者がきちんと就労しないと生活面の向上につながらない。(2施設)
- ・ ひとり親家庭に対する支援が足りない。(2施設)
- ・ 特に支援が必要ない家庭と支援を受けている家庭の間(グレーゾーン)の家庭に向けての支援が足りない。学童クラブにも入会しておらず、支援が届いていない家庭もある。(2施設)
- ・ 課題の多少、種別は地域によって差がある。(2施設)
- ・ 学童クラブ利用料等を滞納していることがある。
- ・ 子育ては、自分が親にしてきてもらったこと、成育歴の影響が大きいので、どのように支援していいか難しい。
- ・ 保護者自身が学力向上に対する意識が低い家庭で育った場合、子どもに対してしっかり学力をつけさせようとは、なかなかならない。
- ・ 行政機関は具体的な動きにつながるまでに時間がかかりすぎる。
- ・ 学力実態を把握している担任がもっと家庭訪問をしやすい体制づくりをすべきである。例えば、2人担任制、家庭訪問に対して手当を打つなど。担任のボランティアだけでは限界がある。
- ・ 学童クラブを利用しない中学生への支援が難しい。
- ・ 貧しさと育ちは必ずしも相関するものではないことを踏まえなければならず、親の教育力にかかっており、そこに児童館がどこまで関われるのかが課題である。
- ・ 発達の支援の必要性を説明するが、保護者の協力を得るのが難しい。

＜今後必要な支援、施策等＞

- ・ 状況に応じて関係機関・専門機関と連携し、情報交換しながら保護者や子どもに支援していくことが重要である(どの機関が先頭に立つか役割分担の確認も必要)。また、職員同士の情報共有はもとより、関係機関とのカンファレンス、ケース会議等も積極的に行っていく必要がある。(25施設)
- ・ 保護者や児童との信頼関係を構築し、日々の見守りや会話の中からの確に支援していくことが必要である。(14施設)
- ・ 保護者に対する支援施策、支援プログラムを充実するなど、家庭の子育てを支え、生活を立て直すような取組が必要である(保護者への指導も含む)。(8施設)
- ・ 保護者や子どもが追い詰められない居場所が必要である。地域できめ細かい支援ができる機能を有する児童館が持つ役割は大きい。(7施設)
- ・ 家庭への支援方法やどのような専門機関があるか、状況に応じた機関へのつなぎ等について、職員研修をもっと充実し、児童館職員の力量アップを図ることが必要である。また、育成を念頭に置いた関わりや、行事企画の必要性を全市レベルで向上させていく必要がある。(3施設)
- ・ 貧困等の課題を抱える家庭に対する支援に取り組んでいくため、職員の処遇改善をすることで、児童館の社会的地位を向上し、人員確保を図ることが必要である。職員の心理面でのストレス軽減のケアも併せて取り組む必要がある。(3施設)

- ・ 課題がある家庭に関すること、そういった家庭にどのような支援が必要かについて、情報収集をもっとしていく必要がある。(3施設)
- ・ 児童館を利用する保護者や、支援が行き届いていない保護者への適切な情報発信が必要である。(2施設)
- ・ 特に支援が必要ない家庭と支援を受けている家庭の間(グレーゾーン)の家庭に向けての支援が必要である。(2施設)
- ・ 家庭に対する学費、奨学金(給付型)の充実など、経済的な援助が必要である。(2施設)
- ・ 児童館がカバーできる余地は大きい。遊びの場だけでなく生活の場としても重要な機能である。
- ・ 学習面での子どもへの指導は、学校、家庭と相互に行うべきで、どちらかだけに依存するべきではない。家庭訪問による指導も必要である。
- ・ 学生、退職教員など、子育て支援に関する人材・社会資源を活用していくことが必要である。
- ・ 子育ての責任は家庭にあることや、社会の基礎を支える家庭機能の大切さについて、社会全体で啓発活動をしていくことが必要である。
- ・ 外国人も利用できる外国語版のパンフレットが必要である。
- ・ 保護者以外の親戚等の手助けがもっと必要である。
- ・ 支援が必要な子どもに対する昼食の弁当代の補助があれば、児童館で子ども食堂のような取組が可能である。
- ・ 支援施策はほぼ出そろっており、それを実施する人材の育成が必要である。
- ・ 経済面の貧困だけでなく、貧困についての定義を考えることが支援策につながる。
- ・ 児童館が空いていない日曜日、祝日のフォローが必要である。
- ・ もっと根底にある課題(コミュニティの希薄)を理解し、支援策を考えるべき。
- ・ 児童館としては、子どもに対してより質の高い取組を提供することに尽きる。
- ・ 児童館が地域の緊急避難先(外が暑い、不審者対策、怪我をした等)としても利用される等、地域に根ざした施設として活用されたらよい。
- ・ 支援が必要な家庭の子どもが、安価で文化・芸術に触れることができる機会づくりが必要である。

(8) 児童養護施設、母子生活支援施設

訪問施設数：2施設

調査票回答数：10施設／10施設（訪問した施設、京都市所管外の施設を除く）

<保護者が抱える課題>

- ・ 保護者からの虐待を受けている、保護者の身体的な健康状態が良くない、精神疾患（近年増）を抱えているというケースが多い。また、その背景に、単身や若年での出産、多子世帯が多く、結果的に保護者に余裕がなかった結果、そういった状況に陥っていることがある。（4施設）
- ・ 保護者が多忙で子どもに関わっていないことから、子どもが「親は自分のことを見てくれている」という実感が持てていない。（4施設）
- ・ 保護者自身が困難な環境で育ち、自分の経験を基に子どもと接してしまう結果、うまく子どもと関わるができない事例が見受けられる。（3施設）
- ・ 保護者の夜間勤務、帰宅時間が遅い等の理由で、子どもも含めて昼夜逆転の生活で、生活のリズムが乱れている。（2施設）
- ・ 貧困とは何かを定義付けることは難しいが、経済的なことのみではなく、「経済的な要因も含めて生活のしづらさを克服していない」、「親が生育歴を克服できていない」、「親自身が親からの愛情を受けていない」ことが背景にある。
- ・ 保護者独自の考え方が強く、第三者の関わりを拒否してしまう。
- ・ 保護者自身の学習習慣が身につけておらず、学力が低いと、子どもに学習を教えることができない。また、保護者自身も学習の必要性を見出せず、子どもの学習にも関心が低い。
- ・ 誕生日等の際、子どもにプレゼントを用意したくても用意できない。
- ・ 支援者との関係が長く続かず、保護者自身の自己肯定感が低い。
- ・ 親子の面接をしても子どもより自分に構ってほしいようにするなど、子どもよりも自分の方の優先度が高い。
- ・ 客観的に見て、親としては見せてはいけない部分（恋愛相談、夜中子どもを連れまわすなど）を見せてしまうケースがある。
- ・ 夫等から、お金以外の支援を一切受けられていない母親が精神疾患に陥るケースもある（お金はあるため、支援対象になりづらい）。
- ・ ゆとりのなさ、生活のしづらさという点では、施設入所者より、支援を受けていない地域の家庭の方が大変な状況にある。

<子ども等が抱える課題>

- ・ 食事が品数の多くなく単品であったり、菓子だけ等の偏った食事をしているなど、栄養バランスが良くない。一方で、食に関する執着がとて強い場合もある。（2施設）
- ・ 昼夜逆転の生活で、生活のリズムが乱れている。（2施設）
- ・ 保護者がネグレクト傾向にある。
- ・ 保護者の子どもへの関心が低いことから、家庭内における学習習慣が身につけていない。また、情緒、発達面の成長が遅れている。
- ・ 入所しなければならなかったことを理不尽に思っており、やる気、気力が低下している。
- ・ 入浴する習慣がない。
- ・ 何にお金を使うかの優先順位が適切ではない。
- ・ 不登校状態が続くことで、コミュニケーションスキルや、他者の心情に寄り添って人付き合いをすることが難しくなる。そのため、人と話をする際に無意識に相手を怒らせたり（怒っている

原因を振り返ることも難しい),そこから更に自分の世界に入り込み,人との接点を望まなくなることがある。

- ・ 乳児においては,適切な応答環境がないことによる特異な行動が見られることがある(服を脱ぐ,感情コントロールのための指吸いなど)。
- ・ 学習支援の場を設けても,成績が優秀な児童が利用し,成績の悪い子は利用しない。
- ・ 精神年齢が低く,同年齢の児童と遊ぼうとしない。
- ・ 健康状態が良くない親や兄弟の生活面での面倒を見るために,学校を休んでいることがある。
- ・ 保護者が精神的な問題を抱えている場合でも普通のことと思ってしまう。客観的に見れば虐待だが家に帰りたがるなど,親から常識を教えられていないため,異常なことでも子どもには分からない。

＜保護者・子ども等に対して行っている支援＞

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら,連携した支援に取り組んでいる。(7施設)
- ・ 訪問や電話による生活状況の聞き取り等を行っている。また,定期的に個別相談,生活指導を行っている。(6施設)
- ・ まずは,保護者の思いを受容し,認めることで安心していただいている。子どもとの生活のために保護者が安定できるよう,しっかりと話をしている。(5施設)
- ・ 地域内で理解いただける方などの相談者と情報交換等を行っている。(2施設)
- ・ 子どもを直接支援している職員が主となり,保護者と関わっていく。密に連絡を取ることで保護者の心情に寄り添い,子どもの話も共有していくことができる。また,親子と施設職員,児童相談所職員等との外出等を通じて,関わりを持つようにしている。
- ・ 心理士によるカウンセリングを実施している。
- ・ マザーズジョブカフェに同行訪問したり,土日における相談,援助等を行っている。
- ・ 食事の提供により,不登校の児童が来所してくれたり,無口だった保護者と会話ができるようになった。

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら,連携した支援に取り組んでいる。(7施設)
- ・ 学習に関して,職員,学校による支援のほか,学習支援を施設内で実施し,基礎学力,学習習慣を身につけられるよう支援している。(3施設)
- ・ 課題の背景を情報収集したうえで,規則正しい生活を送り,生活習慣が身につくよう職員と一緒に家事や片づけ等の生活指導をする,セラピーを行うなど,個別対応を行っている。(2施設)
- ・ 関係機関と連携し,施設内のみならず,外部でも子どもの見守りができるようにするとともに,複数で子どもの評価(プラス面)を伝えられるようにして,自己肯定感を育てるようにしている。
- ・ 施設内保育,学生ボランティア等を活用し,日頃の子どもの状態を把握している。
- ・ 人への基本的信頼感の欠如が見られ,好意や嫌悪を同時に示す子どもには,複数の養育者で対応するようにし,職員が安心安全の基地となれるよう努めている。
- ・ 落ち着いた雰囲気の中で,安心して安全な環境を提供している。
- ・ お菓子を提供したり,雑談をする場を設けることにより,まずは来所してもらう。
- ・ 退所後の児童への支援を行っている(退所後も連絡する,基金を運用して退所後児童のお金が足りないときの一時金にする,20歳以上(措置解除後)の大学に通っている子どもが泊まれる部屋を用意等)。

<支援に当たっての課題>

- ・ 家庭復帰後、子どもの「健全さ」が守られず、学齢期になってもルールや常識が身につけていないことが多いため、叱責され、自己肯定感が低く、トラブルを繰り返し、悪循環となることがある。保護者を否定せずに、子どもの育ちを支える仕組みが必要である。
- ・ 保護者が、どのような支援があり自分に今何が必要かを見極めることは難しい。精神疾患や知的な問題を抱えている保護者にあっては、相談に行っても、説明が難しいため、それが心のキズとなり、深くプライドを傷つけられることがある。
- ・ 状況に応じてすぐに対応できる体制、環境づくりが整っていない。
- ・ 保護者支援など、個々の施設で対応することが困難なケースがある。
- ・ 支援団体が少ない。ケースワーカーの負担が大きい。
- ・ 保護者の協力を得られないことがある。連絡が途絶えることもある。
- ・ ひとり親の場合、昼間は仕事等で忙しく、支援が必要な場合でも、福祉事務所等につなげない。支援が必要な人ほど、施策等の情報量が少ない。
- ・ 施策や補助を活用して事業をするにも、対象児童の情報がなく苦勞するケースがある。
- ・ ひとり親、貧困家庭に限定して事業をすると、人が集まらないことが多い。しかし、対象者を広くしてしまうと、必要な人に支援が届かない。

<今後必要な支援、施策等>

- ・ ケースごとに対応の方法が異なるため、職員間での認識の共有と、各機関との連携を密にすることが大切。(2施設)
- ・ 施策と対象者をつなぐ調整機関が必要。また、支援が必要な人の情報共有及び施策へのつながりが必要。情報があっても必要機関につながっていない場合がある。(2施設)
- ・ 地域における貧困家庭に対する子どもの学習支援の充実が必要である(実施に当たり、「貧困家庭に対する」と掲げてしまうと参加しにくくなってしまうため注意が必要)。
- ・ 地域の中で、保護者を一緒に支援できるネットワークがあればよい。
- ・ 支援者が対象者に等しく手を差し伸べられるよう、分かりやすい情報提供、相談体制に係る連携の強化が必要である。
- ・ 関係機関との見守り体制の構築や役割分担、家族の状況をどのように把握するか、変化があったとき、すぐに対応できる体制、環境づくりが必要である。
- ・ 世代間連鎖とも言える状況に陥らないためにも、子どもたちに健全な暮らしを保障し、貧困の連鎖を断ち切る政策が必要である。
- ・ 地域子育て支援ステーション事業に保健師、ケースワーカーが参加するとよい。
- ・ 不登校、ひきこもり児童の支援が必要である。
- ・ 生活保護制度は支援として重要である。クーラーの修理費用がない方もいる状況の中で、必要な人に財源をまわすために、不正受給の適正化に向け、もっと警察と連携してもよい。
- ・ 施設出身者については、退所時において、児童養護施設・福祉事務所・保健センターでもっと情報連携したほうがよい。もっと的確な支援が可能となる。
- ・ スマートフォンは子どもに持たせない方がよい。かなり家計を圧迫している。

(9) 福祉事務所

訪問箇所数：5箇所／14箇所

※ 訪問調査のほか、担当係長会議、調査票の送付等を通じてもヒアリングを実施

<保護者が抱える課題>

- ・ 多くの事例で地域等との関わりがなく、親戚等とも疎遠であるなど、周りに頼れる人がいない。また、保護者間や地域、学校等との関わりが薄く、孤立の状態にある。(11箇所)
- ・ 金銭的余裕がなく、経済的に貧困の状況にあるケースが多い。(11箇所)
- ・ 保護者の家事・育児に関する能力や金銭管理能力に課題があり、支援に関する情報を持っていないことも多い。(10箇所)
- ・ 保護者自身の養育環境や成育歴により、子どもへの接し方が分からないこと、家事・生活・育児全般に関する経験値やコントロール能力が低いことが多く、子育てに影響している。(9箇所)
- ・ 精神疾患など、保護者が精神的に不安を抱えているため、子育てに満足に関われていないことが多い。(9箇所)
- ・ ひとり親家庭において、経済・生活・時間的に余裕がないことから、子どもへの関わりが少なかったり、身近に相談できる場所がないケースが多い。また、育児負担や精神的なプレッシャーがあり、余裕が持ちにくい。(8箇所)
- ・ 親が仕事や家事、育児により多忙で、現実的に子どもに目を配る余裕がない。また、そのことにより周囲とコミュニケーションを取る機会が少ない。(8箇所)
- ・ 朝食を食べる習慣がない、自炊できずに外出が多い、保護者が食事しないときに子どもの分も用意しない等、子どもに与える食事について課題がある。(6箇所)
- ・ 生活保護世帯や保護者が就労していない家庭において、生活に精一杯で子どもに十分関わっていないことが多く、学習面においても、塾や習い事に行けないなどサポートが少ない。(5箇所)
- ・ 子どもに対して、基本的な生活習慣に関する教育ができていない。また、様々な課題・困難を抱えている中で、家庭での学習環境が整えられていないため、基本的な生活習慣や、帰宅後の学習習慣がつかない悪循環に陥って、学力低下の問題につながっている。(5箇所)
- ・ 保護者の夜間勤務、帰宅時間が遅い等の理由で、保護者、子どものいずれも朝起きられず、学校や保育園を遅刻・欠席することがあるなど、家庭で規則正しい生活ができていない。(5箇所)
- ・ 子どもへの虐待や育児放棄(ネグレクト)、家庭内のDVの状況にある。(4箇所)
- ・ 夫婦(又はパートナー)や子どもとの間における関係の悪化や希薄により、経済的、精神的支援を得られる状況が家庭にないことが多い。(4箇所)
- ・ 自宅内で整理整頓ができず、ごみ屋敷化していることもあり、子どもが食事や学習できる環境になっていない。(4箇所)
- ・ 共働きで、貧困世帯とまでは言えないにしても、決して余裕がある生活ではなく、勤務にも融通がきかないため、時間に追われ子どもと向き合う時間が少ない家庭も多い。(2箇所)
- ・ 保護者が子どもへの関わり方や親の役割などを知らなかったり、子どもへの教育を必要と感じていなかったり等、「問題がある」と認識できていないなど、客観的に見て課題を抱えていても、保護者自身は困っていないことがある。
- ・ 家庭での安心・安全に勉強できる環境が必要だという考えがなく、学校に通っていたら勉強はできると思い込んでいる場合がある。
- ・ 子どもの養育に係る諸費用の未払があるケースがある。
- ・ 離婚協議中など、支援が必要であるにもかかわらず、支援制度の対象に入らないことがある。
- ・ 支援制度の要件を満たしていても、保護者の価値観等の理由で支援を受けないことがあり、そ

のために、子どもも支援を受けられずに苦しんでいるケースがある。

- ・ 生活保護を受けている等の理由で保護者の自己肯定感が低く、子どもに積極的に関わっていないケースがある。

<子ども等が抱える課題>

- ・ 昼夜逆転の生活で生活リズムが狂っていたり、家庭状況等（親が放任、家庭不和等）により、学校等に行ける環境づくりができておらず、遅刻、欠席が多い。携帯やゲームに依存しているケースもあり、不登校につながっていることもある。（9箇所）
- ・ 保護者の生活習慣、価値観、生活環境が子どもの心身の成長、性格、学習能力に大きく影響しており、貧困以外の要因で課題があることも多い。（7箇所）
- ・ 親との関わりが少ないことにより、人との関わりが苦手な情緒不安定なことがある。また、同様の理由により、「ほめる」などの承認・肯定を受けた経験が少なく、自己肯定感が低い傾向がある。虐待やネグレクトを受けている場合も同様の傾向がある。（7箇所）
- ・ 保護者の育児についての知識不足や経験不足により、子どもに基本的な生活習慣が身につけていないことがある。（6箇所）
- ・ 食べたい物だけ食べる、家庭で食事をする機会が少ない、食事の回数や量が極端に少ない（給食のみで栄養を取っている。）等、食事に関して課題がある。（5箇所）
- ・ 家庭が学習できる環境にないため、学習する姿勢が育たず、学力が低い傾向にある。（4箇所）
- ・ 入浴できず、洗濯されていない衣類を着ていることや、家が散らかっていることがあり、綺麗にしたら気持ち良いという感覚が育っていない。（4箇所）
- ・ 中学、高校で経済的な問題を理由に、部活動が満足にできないことや、学習塾を利用できずに志望校を変更することがある。また、子どもの意思に反していても、部活動をさせない、修学旅行に行かせない、卒業アルバムを必要ないと言うなど、保護者の価値観で物事を決めてしまい、子どもがやりたいことをできない。（3箇所）
- ・ 保護者が就労していないために働く大人モデルが身近にない状況にあると、家庭の事情を理解して失望してしまい、働くことへのモチベーションや将来の目標を持たない。
- ・ 放課後や学童クラブ終了後の居場所がないケースがある。
- ・ 十分な教育を受けられずに、生活面や教育面での技術が身につかないまま成人するケースがある。
- ・ 学校で服を洗濯するなど、家庭以外の施設が生活の基本を支えているケースがある。
- ・ 保護者から罵詈雑言を浴びせられても、その状態が当たり前だと思っていることがある。
- ・ 年長の兄や姉が、弟や妹を育児しているケースも多い。
- ・ 高校中退し、そのまま引きこもり状態に陥る事例が複数ある。

<保護者・子ども等に対して行っている支援>

【保護者に対して行っている支援】

- ・ 相談内容から、家庭の状況を把握して保護者が求めていることや改善策を考え、利用できる施策や機関に関する情報を提供している。必要などときには、経済的支援の手当類など、手続きが必要な物についての確認もしている。（11箇所）
- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。（10箇所）
- ・ 支援が必要な家庭に電話等で連絡を取り、面談等を通じて、保護者の思いに寄り添うように丁寧な傾聴を心がけている。（8箇所）
- ・ 保護者の自己肯定感を高めるよう努めている。（2箇所）

【子ども等に対して行っている支援】

- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。(10箇所)
- ・ 子どもの気持ちを受け止めたうえで、守秘義務を伝えつつ、一緒に考えていく存在になりたいことを繰り返し伝えている。(7箇所)
- ・ 子どもが所属する機関と情報共有を行いながら、何が必要とされているかを把握し、支援事業の紹介や指導を行っている。今だけでなく、現状が子どもの将来にどのような影響を及ぼすかを意識しながら、見直しをもって支援方法を検討するようにしている。(5箇所)
- ・ 相談室でのプレイセラピー等を通じて、コミュニケーション等のスキルを確保できるよう取り組んでいる。(2箇所)
- ・ 学校や児童館等へつなぎ、地域ぐるみで子どもを見守るよう取り組んでいる。

<支援に当たっての課題>

- ・ 親が保護者として子どもに対し義務を負っていることから、支援を行っていくという面がある。色々な制度の利用を提案しても、保護者が前向きに取り組まない限り、子どもの状況が良い方向に変化しないため、指導方法が難しい。(6箇所)
- ・ 保護者がはじめから問題意識を持っていて、問題点の指摘を素直に受け入れられるケースが少なく、保護者との関係づくりから行う必要があるケースが多い。子どもが困っていても、保護者が困っていない状況であれば、相談・支援につながらない。(4箇所)
- ・ 保護者が仕事等で手一杯の場合、平日に役所に手続に来るのが時間的に困難であり、施策の紹介に結びつきにくい。そういったこともあり、関係が切れてしまわないようにすることが難しい。(3箇所)
- ・ 各機関が持っている情報量が多く、ケース会議も事務負担が大きくて開催回数が限られる中、十分な情報共有が難しい状況であり、結果的に必要な支援が行き届きにくい。また、情報を共有した後どのような支援に取り組んだらいいのか答えが出ないことがある。(2箇所)
- ・ どこまでの支援施策、制度があるのか、支援する側の知識が不足している。(2箇所)
- ・ 離婚調停中で母子家庭にも認定されず、児童扶養手当やひとり親日常生活支援事業（ヘルパー事業）等のひとり親家庭支援施策が利用できないケースなど、家庭の状況により支援制度の条件を満たせずに苦しんでいる家庭がある。(2箇所)
- ・ ケースワーカーは基本的に保護者と接することが多く、子どもに接する機会が少ない。
- ・ 可処分所得が低い家庭は、文化芸術費用や教育費用から削らざるを得ず、子どもの教育にまでお金がまわらない。
- ・ 様々な貧困の状態に応じたメニューが必要で、給付のみでは、効果が十分見込めない。
- ・ 人力的に余裕がなく、相談があった案件に応じるだけで精一杯である（こちらから掘り起こす余裕がない）。
- ・ 各施設の受入れに余裕がなく、親の思いどおりに利用しづらい状況にある。
- ・ 中学生以上になると、乳幼児や小学生と比較してある程度自分でできると思われがちであるが、しっかりと支援していく必要がある。
- ・ 子どもの「居場所づくり」支援施策は必要だが、かえって親との関わりが弱くならないよう、配慮する必要がある。

<今後必要な支援、施策等>

- ・ 各関係機関や民間の団体等とのこれまで以上の連携、情報共有が必要である。(11箇所)
- ・ 保護者が必要時に支援施策を利用できるように就労支援や生活支援の取組を充実し、保護者自

身に余裕がない状態を手助けしていくことが必要である。(8箇所)

- ・ 放課後や長期休業中、親が忙しく夜遅くまで帰ってこない家庭の子ども居場所づくりや生活支援、学習支援等を充実していく必要がある。(8箇所)
- ・ 中3学習会など、経済的な状況に左右されずに、子どもが学べる仕組みを充実していくことが必要である。(7箇所)
- ・ 親子で参加できる行事、子育てサークル等の保護者間の交流の取組など、地域ぐるみの支援を充実し、保護者や子どもの孤立を防ぐことが必要である。(7箇所)
- ・ 民間団体(NPO法人等)やボランティアとの連携した支援を充実していく必要がある。(7箇所)
- ・ 困りがある保護者に対し、パンフレットやアドバイザー等の充実、相談機関のワンストップなど、これまで以上に支援施策や支援機関等を情報提供できるような取組が必要である。(6箇所)
- ・ 就労することで、生活リズムが整い、社会で認められることで前向きになっていったケースが多いことから、保護者の就労支援による自立促進を進めていくことが必要である。(5箇所)
- ・ 困難を抱える家庭に対する給付制度の充実が必要である。(4箇所)
- ・ ひとり親家庭の母親や出産後の女性等が安定した状況で働けるよう、勤務形態の多様化も含め、保護者が子どもに寄り添える働き方ができる環境づくりが必要である。(3箇所)
- ・ 放課後まなび教室や土曜学習等のような、放課後や休日の学習支援の充実が必要である。(2箇所)
- ・ お金や時間の余裕がない家庭の子どもが、家庭以外の外で様々な社会経験させるための取組、支援が必要である。(2箇所)
- ・ 無利子貸付の充実(各種貸付金)が必要である。(2箇所)
- ・ 給食費や医療費に関する支援、部活・塾に関する支援、生活保護の教育扶助など、保護者の価値観に左右されない、子どもに直接届くような仕組みづくりが必要である。(2箇所)
- ・ 妊娠期からの切れ目のない支援が必要である。(2箇所)
- ・ 保護者や子どもの自己肯定感を育むことが重要である。(2箇所)
- ・ 子育ての意欲に乏しい保護者への意識改革に取り組んでいく必要がある。(2箇所)
- ・ 居場所づくりの一環として、高齢者や家庭以外の大人、大学生等による、家庭以外の社会環境にも様々な居場所があるという体験を子どもに与えることが必要である。
- ・ 妊娠期や乳幼児期以外の保護者に対する、子育て・生活に関する相談機関や研修サポートなど、支援の充実が必要である。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実し、子どもを取り巻く課題に対応していく必要がある。
- ・ 労働体験や正しい生活習慣を身につけるためのサポートなど、多様な教育プログラムの充実が必要である。
- ・ 自分が将来に何を指すのか、未来を描けるようにする教育や支援が必要である。
- ・ 貧困とはどのような状況なのか、「子どもの貧困」問題を解決することの経済効果は大きいということも含め、市民ぐるみで理解を深め、支援に取り組んでいくことが必要である。
- ・ 乳幼児期の教育の重要性の理解を深める必要がある。
- ・ 保育園や幼稚園は、子どもが同じレベルで切磋琢磨できる教育の場であり、その重要性を啓発していくことが必要である。
- ・ 子どもの頃の学習によってどれだけ将来が左右されるかということを保護者に理解してもらうことが必要である。
- ・ 定年退職者等の人材の活用が必要である。
- ・ 離婚調停中で母子家庭にも認定されない家庭など、状況によって支援制度の条件を満たせないケースの支援を考えていく必要がある。

- 十分な教育を受けてこなかった子どもへの受け皿として、高校生や18歳以降の教育支援，生活支援，社会的支援の充実が必要である。
- 虐待とまでは言い切れない段階の家庭への支援を充実させていく必要がある。

(10) 保健センター

訪問箇所数：3箇所／14箇所（支所を含む）

※ 訪問調査のほか、担当係長会議等を通じてもヒアリングを実施

<保護者が抱える課題>

- ・ 就労状況が不安定、生活保護を受けているなど、生活基盤がしっかりしていないことが多い。（3箇所）
- ・ 保護者自身の成育歴により、子どもとの関わり方に課題があることが多い。（3箇所）
- ・ 地域や保護者間との交流がなく、相談相手がいない状況である。（2箇所）
- ・ 借金を抱えているが携帯電話にかかる費用が多いなど、金銭管理がうまくできていない。（3箇所）
- ・ 出産後の将来の見通しや生活設計ができていない。（3箇所）
- ・ 保護者のいずれかが、精神疾患を抱えているなど、精神的に不安定なことが多い。（2箇所）
- ・ 若年のシングルマザーについて、周りからの支援を受けていないケースが多い。（2箇所）
- ・ ひとり親家庭や離婚協議中等の状況においては、就労が不安定で、生活するのに精一杯な状況になりやすく、子どもに目を配れないことが多い。
- ・ 自炊せずに外食中心の生活をしているなど、子どもに与える食事に課題がある。
- ・ 転出入が多く、支援が定着しない。
- ・ 在宅中においても、訪問や電話に出ない。

<子ども等が抱える課題>

- ・ 保護者の生活に関するスキル不足が影響しており、生活習慣が身につけていない。（3箇所）
- ・ 夜遅くまで起きているなど、生活のリズムが整っていない。（2箇所）
- ・ 歯みがきの習慣がなく、むし歯が多い。（2箇所）
- ・ トイレトレーニングが十分でなく、オムツがなかなか取れない。
- ・ 他の子どもと接する機会が少なく、経験（スキップ）が不足している。そういった場合に、集団の中での甘え方や注目のされ方が分からず、手が出てしまう。
- ・ 叱られるべき場面においても、保護者が子どもに注意できないため、しつけに課題がある。
- ・ 年長の兄や姉が、弟や妹を育児するために学校に行けないケースがある。

<保護者・子ども等に対して行っている支援>

- ・ 保護者の状況に応じて必要な支援事業を紹介している（生活保護、スマイルママ・ホッと事業、おうちに保育士さん、入院助成制度、各種貸付金、子ども服のリユース事業等）。（2箇所）
- ・ 関係機関や専門機関等とケース会議も実施しながら、連携した支援に取り組んでいる。また、状況に応じて申請手続までのつなぎを行っている。（2箇所）
- ・ 保護者に対する支援団体を紹介している（妊婦、育児、双子支援など）。
- ・ 保護者間での交流に関する支援に取り組んでいる（産後交流会など）。

<支援に当たっての課題>

- ・ 支援をするに当たり、行政としてどこまで関わるか、本当に援助等を必要としているのかの判断が難しい。（3箇所）
- ・ 生活保護を受けるまでには至らないが、状況によって支援につないでいく必要がある家庭について、訪問しても拒否されたり、連絡が取れなかったりすることが多い。
- ・ 関係機関との連携がうまく取れておらず、情報共有すれば未然に対応できることも対応できて

いない状態にある。案件によっては、同行して訪問するなどの連携を取るべき。

- ・ 保健師が訪問する家庭は、虐待があると疑われるという勘違いをされる。
- ・ 転居を繰り返し、居場所が把握できないため、支援につなげない。
- ・ 業務量が多く、すべての案件に丁寧に対応することが難しい。
- ・ 支援する側の知識等の不足がある。
- ・ 貧困の連鎖を防ぐため、家庭に対する自立支援を図っていく必要がある。
- ・ 助成制度が充実しすぎると、かえって自立を阻害してしまうこともある。

＜今後必要な支援、施策等＞

- ・ 保育所等の就労支援の取組の充実が必要である（保育所入所への支援、多様な保育サービスの提供、待機児童ゼロの継続に向けた取組、ひとり親家庭の就労支援等）。（3箇所）
- ・ 関係機関のつながりを強くし、これまで以上に情報提供ができる仕組みを作るべきである（行政の横のつながりの強化、地域や各種団体との情報共有等）。（3箇所）
- ・ 働きたい人が働きやすくなるような就労支援の拡充。（2箇所）
- ・ 食事に課題がある子どもへの支援が必要である（子ども食堂等）。（2箇所）
- ・ 地域との連携を強化し、子育て家庭の孤立を防いでいくことが必要である。（2箇所）
- ・ 妊娠期や産前産後の支援を充実する必要がある（育児支援ヘルパー派遣制度等）。
- ・ 出会い系サイト等の有害サイト対策、子育てに関すること等の教育プログラムを充実していくことが必要である（思春期保健対策）。
- ・ 学習環境にめぐまれない子どもへの教育支援の充実が必要である（中3学習会の充実等）。
- ・ 家庭以外の大人と交流を持つことが必要である（青年等との交流事業等）。
- ・ 近所づきあいなど、地域の身近なところでの協力や交流を促していくことが必要である。
- ・ 保護者が子育てに関して相談できる場所を充実していくことが必要である。
- ・ 定年退職者等の人材の活用が必要である。
- ・ 親としての心構えや必要な知識・技術等について、理解を深めるよう働きかけをしていくことが必要である。
- ・ 貧困家庭とそうでない家庭の助成制度等の格差を大きくせず、全体を見通したうえでの施策を実施していくことが必要である。
- ・ 地域の状況を踏まえた支援の仕組みづくりが必要である。
- ・ 支援が必要であるが、制度の要件を満たさない家庭に対する支援を充実していくことが必要である。
- ・ 仕事をしている人が子どもを生み、育てたいと思える社会を築いていくことが必要である。